

危険等発生時対処要領

（学校危機管理マニュアル）

静岡県立焼津中央高等学校

目次

序章 マニュアルの基本事項	
1 危機管理マニュアルの目的と位置付け	3
2 危機管理の基本方針	4
3 教職員・関係者等への周知等	5
4 マニュアルの保管方法	6
5 マニュアルの見直しと改善	7
1章 体制整備と事前の備えについて	
1 学校の状況	8
2 教職員名簿	9
3 教職員の参集基準	9
4 教育活動の実施基準	11
5 職員の配備体制	13
6 情報の収集方法	15
7 緊急時の連絡体制	16
8 備品・備蓄品	18
9 避難計画・防災訓練計画・学校安全教育計画・教職員研修	22
10 施設設備安全点検	25
11 避難所対応（指定避難所運営マニュアル）	29
2章 災害対策について	
Ⅰ 地震対策（地震防災対策計画）	
1 地震対策の基礎知識（静岡県第4次地震被害想定）	32
2 地震災害における教育活動の実施基準	33
3 地震発生時の対応	33
4 南海トラフ地震臨時情報	35
5 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応	36
Ⅱ 津波対策	
1 津波対策の基礎知識	38
2 津波情報・注意報発表時における教育活動実施基準	40
3 津波避難における留意事項	43

Ⅲ 風水害対策	
1 気象情報の基礎知識	44
2 気象情報・注意報発表時における教育活動基準	45
3 気象情報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）	46
4 洪水時の対応（避難確保計画）	47
5 積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応	48
Ⅳ 原子力災害対策	
1 原子力災害の基礎知識（原子力災害について）	49
2 浜岡地域原子力災害広域避難計画（避難元市町ごとの避難先）	50
3 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応	51
Ⅴ 国民保護対策	
1 国民保護対策の基礎知識	52
2 ミサイル発射後に出されるJアラート警報時の対応	52
Ⅵ その他	
1 大規模停電発生時における学校の対応	54
2 生徒の引渡し及び待機	54
3 火災対策（別冊① 静岡県立焼津中央高等学校消防計画 抜粋）	56
4 校内事故対策	57
5 交通事故対策	58
6 不審者対策	59
7 学校への犯罪予告への対応	61
8 情報事故対策	62
9 熱中症対策	63
10 食物アレルギー・アナフィラキシー対策	66
11 校外活動における危機未然防止対策	69
3章 学校再開について	
1 教育活動の再開に向けた流れ	71
2 学校再開に向けた校内組織対応	73
3 心のケアについて	75
4章 体制について	
1 校内組織	77
2 学校事故等発生時の対応体制	79

序章 マニュアルの基本事項

1 危機管理マニュアルの目的と位置付け

(1) 危機管理マニュアルの目的と法的根拠

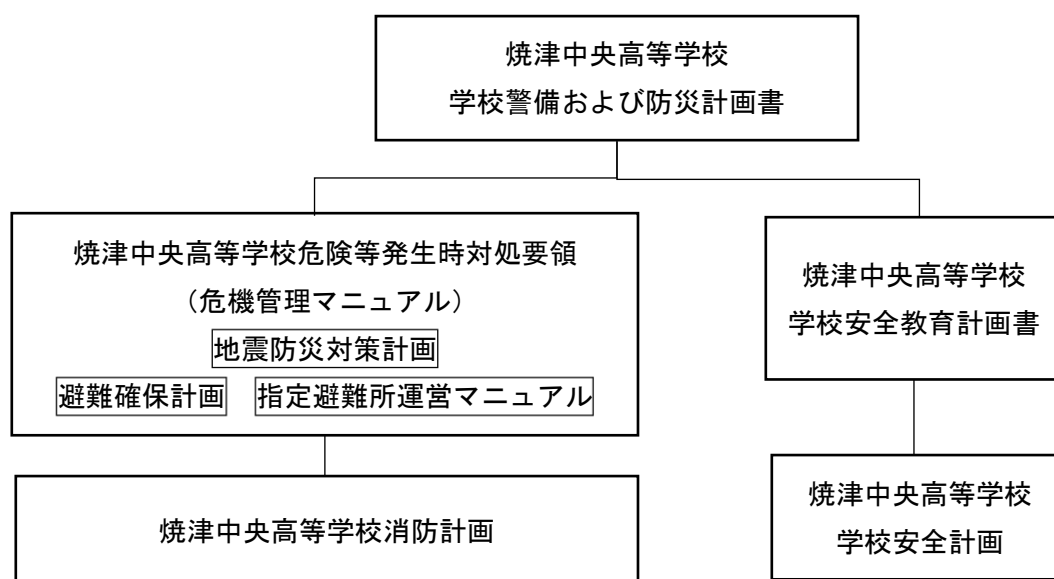
本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

本マニュアルのうち、2章Ⅰは大規模地震対策特別措置法に基づく「地震防災対策計画」、2章Ⅲ－4は水防法第15条の3第1項に基づく「避難確保計画」、1章11は災害対策基本法第49条第7項に基づく「指定避難所運営マニュアル」に相当する。

また、本マニュアルの別冊として、消防法第8条に基づく「消防計画」を置く。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



2 危機管理の基本方針

(1) 本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

○生徒の生命、安全の確保を第一とする。

○指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。

○地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

(2) 危機管理のポイント

○生徒及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。

○学校と生徒、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。

○指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。

○常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

(3) 本校における危機管理の基本方針

○危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。

○学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。

○教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。

○危機の対応に当たっては、生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。

○万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。

○危機が収束した後は、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害にあった生徒やその保護者への継続的な支援を行う。

3 教職員・関係者等への周知等

(1) 教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校のすべての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル読み合わせ研修 ※但し臨時的任用・非常勤の教職員は、担当者又は管理職からの個別説明	＊本マニュアルに定める事項全般 ＊各教職員の役割
職員会議等における周知	＊季節ごとの注意点
毎月1回、異なる発生事象を想定して実施する 実働訓練又は図上演習	＊発生事象別の緊急対応手順 ＊発災時の各教職員の役割

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

(2) 生徒・保護者への周知

校長は、本校の生徒・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知・確認内容
生徒	＊新学期開始時期の学級活動・ホームルーム活動 ＊各種防災訓練 ＊防災教育の学習	＊本校で想定される事故・災害等 ＊事故・災害等の未然防止、事前の備えとして生徒が行うべき事項 ＊事故・災害等の発生時に生徒がとるべき行動
保護者	下記で資料配布・説明 ＊新入生保護者説明会 ＊入学式後の保護者説明会 ＊PTA総会 ＊定例保護者会	＊本校で想定される事故・災害等 ＊事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 ＊事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者がとるべき行動（引き渡し等）

(3) 関係機関への周知

校長は、以下の関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

○焼津豊田地区第10自治会（自主防災組織）
○焼津市防災部防災計画課

○焼津消防署
○学校医・学校歯科医・学校薬剤師

4 マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改定の都度、確実に更新するものとする。

(1) マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。

電子データ防災 (原データ)	焼津中央高校共通サーバー 分掌（総務課）フォルダ内「防災」
印刷製本版	*校長室・職員室配備 *非常用物資保管場所配備

(2) 緊急時対応手順の掲示

本マニュアルのうち、人命に直結するなど特に緊急性が高い事象については、発生直後の緊急時対応手順（フロー）を下記の箇所に掲示する。

傷病者発生時対応手順	*体育館内 *体育準備室	*プールサイド *職員室	*仮設校舎管理棟AED横
火災発生時対応手順	*調理室 *化学室 *職員室	*家庭科準備室 *化学準備室 *事務室	
緊急通報手順・通報先	*職員室 *事務室	*校長室 *保健室	

(3) 教職員への配布

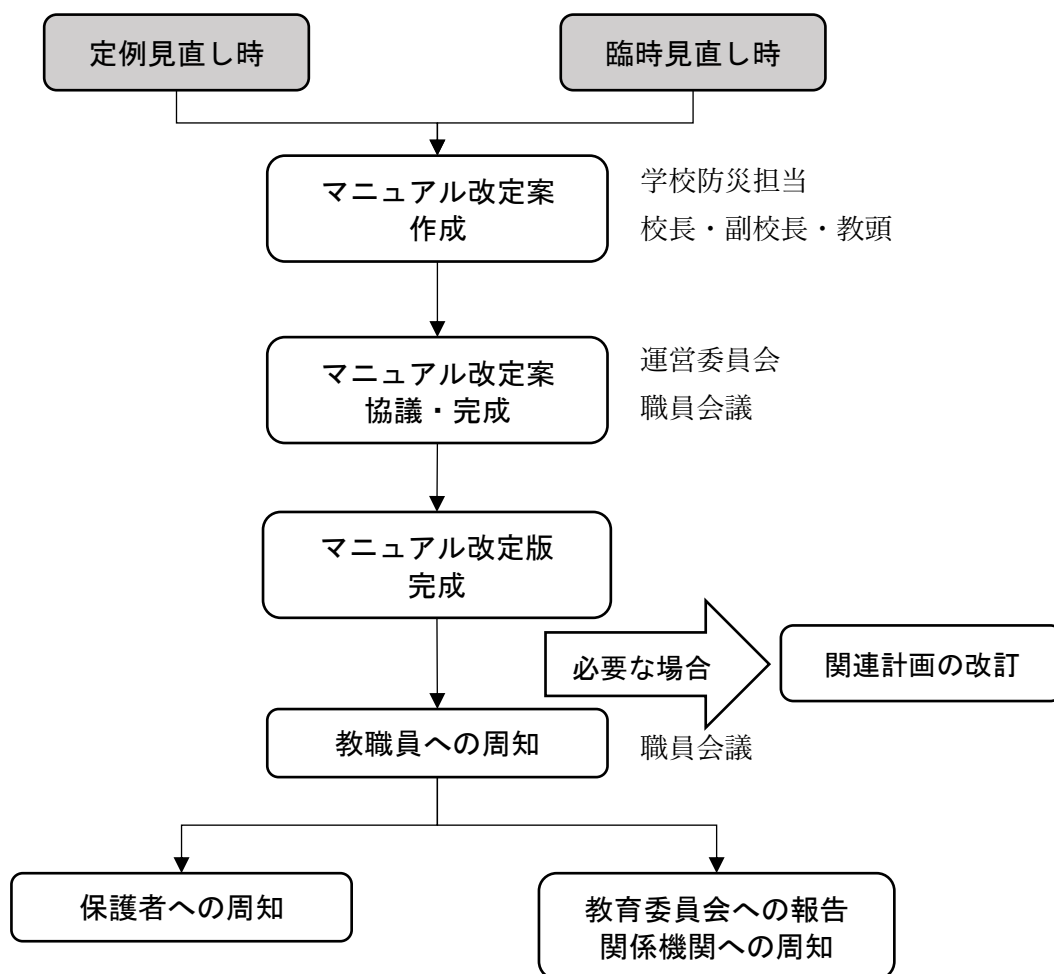
各教職員には、毎年度当初に実施する本マニュアルの読み合わせ研修に際し、冊子形式の本マニュアル及びこれを抜粋した「教職員初動対応マニュアル」を1部ずつ配布する。教職員は本マニュアルの内容を習熟するとともに、「教職員初動対応マニュアル」を常に携帯するものとする。

5 マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	*毎年度当初、及び人事異動があったとき *各種訓練・研修等を実施した後 *地震防災地域連絡会議において関係機関と協議したとき
臨時見直し	*焼津市の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき *各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき *先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき

見直し・改善の具体的な手順については、次図に示すとおりである。



1 章 体制整備と事前の備えについて

1 学校の状況

学校所在地の特徴	住所	静岡県焼津市小土 1 5 7 - 1	
	海拔	9 m	
	海岸からの距離	3. 1 km	
	近隣の河川	瀬戸川	
	周辺の地形	北に400m離れたところに瀬戸川が流れており後背地になる。比較的平坦な地形。校地すぐ横を東名高速道路が通っている。 豊田地区は市街化が進み、保水能力が低下していることから、都市型水害等が発生する可能性を有する。	
学校の被害想定	最大震度	7	
	津波浸水	なし	
	液状化	危険度が高い	
	土砂災害（警戒区域等の指定）	なし	
	洪水浸水（想定区域等の指定）	洪水浸水区域 浸水想定深：0.5～1 m （瀬戸川流域の24時間の総雨量695mm）	
	原子力発電所との位置関係	UPZ（発電所から概ね31km圏内）	
	火山避難対象エリア	なし	
	その他の被害	なし	
生徒の状況	学年	1 年	別冊に記載する
		2 年	
		3 年	
	通学範囲	東端	
		西端	
		南端	
		北端	
	通学方法	徒歩	
		自転車	
		公共交通機関	
		送迎	
		その他	
	支援を要する生徒等		

2 教職員名簿

別冊②に記載する

3 教職員の参集基準

(1) 勤務時間外における災害発生時の参集基準

ア 概要

状 況			応急対策要員	その他の職員
地震	南海トラフ 地震 臨時情報	「調査中」が発表されたとき	自宅待機	自宅待機
		「巨大地震警戒」が発表されたとき	校長等の指示 により参集※ ¹	
		「巨大地震注意」が発表されたとき		
		「調査終了」	自宅待機	
	突発地震	学校が所在する地域で震度4以下の 地震が発生したとき	自宅待機	自宅待機
		学校が所在する地域で震度5弱また は5強の地震が発生したとき※ ²	所属校へ 参集※ ¹	
		学校が所在する地域で震度6弱以上 の地震が発生したとき※ ³		所属校等へ 参集※ ¹ ※ ³
津 波	津波注意報が発表されたとき	自宅待機	自宅待機	
	津波警報が発表されたとき	校長等の指示 により参集※ ¹		
	大津波警報が発表されたとき			

- ※1 参集連絡があった場合でも自らの安全を最優先し無理な参集は避け、周囲及び参集先経路等の安全確認後に可能な限り参集すること。
- ※2 静岡県災害対策本部では震度5弱以上の地震発生時に情報収集、連絡活動を始めます。
- ※3 参集先は所属校を基本とするが、道路の封鎖等により所属校へ参集できない場合は、年度当初に設定した参集先の県立高校へ参集する。

イ 風水害・洪水に際した非常参集

参集体制	参集基準： 焼津市の警戒レベル	教職員の対応			
		応急対策要員	校長 副校長 教頭	教務主任 防災担当教員	その他 教職員
第1次参 集	レベル3相当 大雨警報・洪水警報 瀬戸川氾濫警戒情報	待機※ ¹	待機※ ¹	待機※ ¹	待機※ ¹
第2次参 集	レベル4相当 校区内の地区に 避難情報※ ² 発令	校長等の指示 により 参集	待機※ ¹	待機※ ¹	待機※ ¹

- ※1 「待機」となる教職員は、常に連絡が取れるような状態にしておくこと（必要に応じて応援を要請する場合があるため）。
- ※2 避難情報とは、焼津市の発令する「高齢者等避難」「避難指示」のこと。

(2) 安全確保の優先

勤務時間外の非常参集については、原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし、自宅及び家族の安否を確認後に参集する。

交通手段の途絶や通勤経路上の問題によりどうしても参集できない場合には、無理に参集せず、本部にその旨連絡を入れること。その上で、可能な場合には、在宅にて本部と連携を取りつつ、生徒及び教職員の安否確認等の本部業務を支援する。

(3) 非常参集時の心得

○服装：動きやすい服装、運動靴とする。季節に合わせて防寒具等も準備する。

○持ち物：数日間勤務にあたることを想定し、リュック等に準備しておく。

例)

☐身分証明書 ☐携帯電話・スマートフォン ☐携帯充電器 ☐携帯ラジオ ☐マスク
☐携帯できる食料 ☐飲料水 ☐現金（小銭） ☐小型ライト ☐笛（ホイッスル）
☐着替え ☐防寒具・防寒衣（季節に応じて） ☐メモ帳・筆記用具

○非常参集時には、必ずインターネット等で警報等に関する情報を収集するとともに、下記の場合には、危険区域を絶対に通らないこと。

参集の種類	避けるべき区域
風水害・洪水時の参集	洪水ハザードマップ（洪水浸水想定区域図） 土砂災害ハザードマップ（土砂災害警戒区域・特別警戒区域等）で浸水や土砂災害が想定されている区域

(4) 教職員の安否確認

全ての教職員は、事故・災害等の発生により非常参集体制がとられた場合は、自身の安否状況（自身及び家族の被災状況、自宅の被災状況等）について、メール又は電話により管理職に連絡する。

校長は副校長・教頭に指示して、全教職員の安否情報を取りまとめる（スタディサプリの配信等による）とともに、安否不明の教職員に対して安否確認の連絡を取る。また、安否不明又は被災により事故・災害等への対応が取れない教職員がいる場合は、必要に応じてその代理となるものを指名する。

(5) 勤務時間外に参集した場合等の対応

それぞれの災害に応じ、以下の業務を応急対策要員が実施

管理職が災害規模に応じた対応を指示する。

☐災害対策本部の開設
☐地震や被害に関する情報収集
☐必要に応じて被害状況を教育委員会に報告
☐生徒・教職員の安否確認
☐施設の安全点検
☐学校周辺交通状況の確認
☐電気、水道等のライフラインの確認
☐授業等実施の判断→生徒・保護者・教職員への連絡
☐避難者対応の支援（学校が避難所になった場合）

4 教育活動の実施基準

(1) 地震関連

状況及び情報			対 応
地震	南海トラフ地震 臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業
		巨大地震警戒	
		巨大地震注意	
		調査終了	
	学校が所在する地域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき		☐ 直ちに教育活動を中止 ☐ 建物の被害状況を確認する
	学校が所在する地域で震度 4 以下の地震が発生したとき		☐ 通常授業 ただし状況に応じて授業中止

(2) 津波警報・注意報

状況及び情報		対 応
津波	津波注意報が発表された時	☐ 平常授業
	津波警報が発表された時	<在校時> ☐ 教育活動を中止 <学校管理外>
	大津波警報が発表された時	☐ 避難または自宅待機 ☐ 津波警報が解除され、登下校の安全が確保された時点で登校

(3) 気象注意報・警報

状況及び情報		対 応
風水害・洪水	注意報全般、大雨・洪水警報	☐ 平常授業 ☐ 安全に登校できることを確認した上で登校 (確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機)
	暴風警報	☐ 授業中止 (詳細はマニュアルp. 45-46表参照)
	その他気象警報	☐ 平常授業 ☐ 安全に登校できることを確認した上で登校 (確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機) ☐ 市町から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合には自宅待機

(4) 原子力災害

※ 本校は浜岡原子力発電所から31km圏内に位置するため、原子力災害対策重点区域（UPZ）圏内に該当する。

状 況	緊急事態区分と対応（UPZ圏内）		
	警戒事態 異常事態の発生、または そのおそれがあるとき	施設敷地緊急事態 （屋内退避準備） 放射線による影響が起こる 可能性があるとき	全面緊急事態 （屋内避難） 放射線による影響が起こる 可能性が高いとき
在 宅 時	☐ 自宅で待機する。学校再開などの連絡は、本校ホームページや緊急メール「きずなネット」などで行う。 ☐ 自治体からの指示に従って行動する。 ☐ 今後の情報収集に努める。		
	☐ 自宅で待機するなどして、全面緊急事態（屋内避難）に備える。		☐ 自宅などの屋内に避難し、できる限り外気に触れないよう、窓・ドア・換気口をすべて閉める。
登 下 校	☐ 直ちに帰宅して、全面緊急事態（屋内避難）に備える。 ☐ 帰宅が困難なときは、本校に登校する。（自宅が遠方など）		☐ 口と鼻をハンカチ等で覆い、通学路の近くにあるなるべく密閉性の高い屋内に避難する。 ☐ 保護者と連絡を取るよう努める。
在 校 時	☐ ただちに教育活動は中止とする。 ☐ 学校の対応を保護者に連絡する。 ☐ 学校の対応を教育委員会に連絡する。		
	☐ 下校又は引渡しをする。 ☐ 帰宅が困難な生徒は、本校で待機する。（保護者と連絡を取る）	☐ 屋内退避準備 ☐ 下校又は屋内での引渡し ☐ 帰宅が困難な生徒は、本校屋内で待機する。（保護者と連絡を取る）	☐ 屋内に退避 ☐ 屋内での引渡し ☐ 帰宅が困難な生徒は、本校屋内で待機する。（保護者と連絡を取る）

※ 自宅が浜岡原子力発電所から概ね5km圏内（御前崎市、牧之原市の一部）に位置する生徒への対応

☐ 事態の進展によって避難等が実施される。その際、当該地域から通学する生徒が保護者と一緒に行動できるよう、**警戒事態から**下校及び引渡しがなされるよう努める。（ただし、自宅には戻らない）

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
在宅時	☐ 他地域への避難準備		☐ 他地域への避難及び安定ヨウ素剤の服用
在校時	☐ 下校又は引渡し	☐ 引き渡し	

自治体から避難指示がでるまでは、可能な限り「引渡し」を継続する。

5 職員の配備体制

(1) 災害対策本部と各班の業務

班名	業務内容	実施時期（目安）				準備物
		事前	発生時	1日以内	3日以内	
災害対策本部	☐ 状況に応じた各分担者の再配置 ☐ 命令系統一本化の確立及び確認 ☐ 稼働可能な職員の24時間体制動員計画策定 ☐ 報道機関等との対応 ☐ 施設の被害状況により本部等の設置場所を決定 ☐ 生徒の状況により生徒ボランティアを組織化し避難所支援班への業務参加指示		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○	☐ 拡声器 ☐ 懐中電灯 ☐ ラジオ ☐ 乾電池 ☐ 生徒名簿 ☐ トランシーバー ☐ マスターキー ☐ 校内配置図 ☐ ロープ・テープ
情報連絡班	☐ 生徒及び教職員の被害状況の把握 ☐ 市災害対策本部、県教育委員会等との連携 ☐ 他の行政機関等との連携 ☐ 情報の一元化管理及び情報伝達手段の確保 ☐ 地震対策用電話の設置 ☐ 交通機関等の状況の把握 日常 ☐ 地域防災組織との連絡 業務 ☐ 情報連絡の訓練計画・実施 ☐ 防災知識の啓発及び防災計画作成 ☐ 職員・生徒緊急連絡体制作成	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○		☐ 生徒名簿 ☐ 連絡先一覧 ☐ 電話機 ☐ パソコン ☐ ラジオ ☐ 被害調査票
避難誘導班	☐ 避難場所への誘導 ☐ 生徒の把握 ☐ 校舎、施設等使用不能時の避難スペースの確保 ☐ 安全な下校路の調査 ☐ 下校する生徒の確認 ☐ 残留生徒の安全確保 日常 ☐ 生徒確認名簿の作成 業務 ☐ 生徒帰宅計画の作成 ☐ 避難経路、場所の点検 ☐ 避難誘導計画の点検 ☐ 避難訓練の計画・実施	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○		☐ 出席簿 ☐ 地区別名簿 ☐ 引渡しカード ☐ トランシーバー ☐ 教室配置図 ☐ 避難経路図 ☐ 豊友館内図
巡視班	☐ 施設の被害状況の把握と安全確認 ☐ 危険箇所への立入禁止措置 ☐ 開放区域及び禁止区域の決定、明示 ☐ 鍵の管理方法の確立 ☐ 警備及び二次災害の発生防止 ☐ 飛散ガラス等の危険物除去 ☐ 電気、ガス、水道、電話の被害調査 ☐ 行方不明の生徒の搜索 日常 ☐ 火気使用場所の点検 業務 ☐ 各教室の巡視・点検 ☐ 不備・不良箇所の整備 ☐ 危険物の調査・対策の検討	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○	☐ 被害調査票 ☐ マスターキー ☐ 手袋 ☐ ロープ ☐ ヘルメット ☐ ラジオ ☐ 懐中電灯 ☐ 標識 ☐ バリケード ☐ トランシーバー ☐ カメラ ☐ 校内配置図
消火班	☐ 出火防止装置 ☐ 初期消火活動 日常 ☐ 防災設備・用具の整備 業務 ☐ 初期消火訓練	○ ○ ○	○ ○ ○			☐ 消火器 ☐ トランシーバー ☐ 校内配置図 ☐ ヘルメット
救護班	☐ 保健室薬品類の被害状況確認及び応急医療用具の確保 ☐ 医療器具及び薬品類の確保 ☐ けがをした生徒の救護 ☐ 応急処置後の救援要請 ☐ 生徒の心のケアの実施 日常 ☐ 応急救護対策の計画 業務 ☐ 応急用具の整備 ☐ 応急技術の習得、指導	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○		☐ 医薬品 ☐ 担架 ☐ 簡易テント ☐ 毛布 ☐ トランシーバー ☐ チェックリスト ☐ 緊急連絡先票

班名	業務内容		実施時期（目安）				準備物
			事前	発生時	1日以内	3日以内	
搬出班	☐ 非常持出品の搬出 ☐ 本部及び各分担の運営に要する備品等の確保 ☐ 残留生徒及び教職員の食料、飲料水、寝具、防寒具等の確保 ☐ 災害対策用機材（発電機、ろ過機等）の確保 日常 ☐ 持出書類の搬出計画 業務 ☐ 搬出品の保管計画 ☐ 必要物資の調達計画 ☐ 備蓄品の保管・管理		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	☐ 非常持出品一覧 ☐ パソコン ☐ ラジオ ☐ ヘルメット ☐ 保存食・保存水 ☐ 手袋 ☐ マスターキー
避難所支援班	総務担当	☐ 校内災害対策本部の指揮の下、避難所支援班を設置 ☐ 教職員の支援分担決定及び作業内容の確認 ☐ 避難所運営本部の設置場所決定 ☐ 避難所運営本部会議の設定 ☐ 避難所生活の基本ルールについての助言 ☐ ボランティアへの対応 ☐ 記録	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	避難所の準備は地区の防災委員会による
	被災者管理担当	☐ 避難者名簿の作成、管理 ☐ 電話等による外部からの問い合わせへの対応 ☐ 取材への対応 ☐ 郵便物・宅配便の取り次ぎ	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	情報担当	☐ 掲示板等の情報提供場所設置 ☐ 避難所外の情報の収集 ☐ 避難所外向け情報の発信 ☐ 避難所内向け情報の発信	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	食料・物資担当	☐ 食料・物資の調達 ☐ 救援物資の受け入れ、仕分け、管理 ☐ 救援物資の分配 ☐ 共同炊き出し	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	施設管理担当	☐ 巡視当番の編成、避難所の見回り ☐ 避難所内秩序維持及び盗難防止 ☐ 避難所の防火対策 ☐ 危険箇所への対応	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	保健・衛生担当	☐ ゴミ処理、掃除等の衛生管理 ☐ トイレ、風呂、ペット等への対応 ☐ 生活用水の管理 ☐ 医療・介護活動、災害弱者への対応	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	

(2) 校長及び管理職不在時の対応

- ☐ 可能な限り校長と連絡をとり、判断を仰ぐ（緊急時は権限委譲者の判断）。
- ☐ 校長との連絡が取れない場合は、下記のとおり権限を委譲し判断を仰ぐ。

【権限移譲順位】①副校長 ②教頭 ③教務課長 ④生徒課長

6 情報の収集方法

情 報	サイト名・提供先等	収集方法（URL等）
早期注意 情報	気象庁	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/keika/
洪水・ 土砂災害	川の防災情報・ 国土交通省	http://www.river.go.jp/portal/#85
	洪水警報の危険度分 布・気象庁	https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html
地震	強震モニタ・ 防災科学技術研究所	http://www.kmoni.bosai.go.jp/
地震・水 害・火山	静岡県防災ポータル	https://shizuoka.secure.force.com/portal/sns_vf_Portal

【参考】静岡県防災アプリの活用

静岡県総合防災アプリ

静岡県防災

外出先、
ここから
一番近い
避難場所は
どこ？

警報や
注意報が
でてる？

今ここは
安全かな？

「避難勧告」と
「避難指示」の
違いって何？

浸水する
深さって
どれくらい？

避難ルートは
どこを
通ろうか？

緊急時に 命を守る

静岡県では令和元年6月1日から、スマートフォン向け総合防災アプリ「静岡県防災」の運用を開始しました。各種緊急情報の通知から、ハザードマップの確認、平時の防災学習や避難トレーニングまで、災害時に幅広く役立つ機能を備えています。

**役立つ
アプリ**

詳細は裏面へ

防 災

静岡県総合防災アプリ
静岡県防災

**もしものために今！
インストールから始めよう！**

QRコードを
読み込んで
アクセス

Google Play
でダウンロード

App Store
からダウンロード

7 緊急時の連絡体制

(1) 職員連絡体制（応急対策要員緊急連絡網）

きずなネットにより連絡する。応急対策要員緊急連絡網は別冊②に記載する。

学校用防災スマートフォン：090-8953-5137

(2) 関係機関連絡先

関係機関		電話	備考（メールアドレス等）
教育委員	教育施設課	054-221-3126	kyoui_shisetu@pref.shizuoka.lg.jp
	高校教育課	054-221-3114	kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp
	健康体育課	054-221-2740	kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp
近隣の高校	焼津水産高校	054-628-6148	yaizusuisan-h@pref.shizuoka.lg.jp
	清流館高校	054-622-3411	seiryukan-h@edu.pref.shizuoka.jp
	焼津高校	054-628-7235	yaizu-h@thn.ne.jp
	藤枝西高校	054-641-0207	fujiedanishi-h@pref.shizuoka.lg.jp
	藤枝北高校	054-641-2400	fujiedakita-h@pref.shizuoka.lg.jp
焼津市 防災部	地域防災課	054-623-2554	tiikibousai@city.yaizu.lg.jp
	防災計画課	054-625-0128	bousaikeikaku@city.yaizu.lg.jp
警察・消防	焼津警察署	054-624-0110	
	西焼津交番	054-627-2723	
	焼津消防所	054-623-0119	
総合病院	焼津市立総合病院	054-623-3111	平日 8:00～11:00 土・日・祝休診
	藤枝市立総合病院	054-646-1111	平日 8:00～11:00 土・日・祝休診
学校医	（内科）山下内科医院	054-628-2733	8:30～12:00 14:00～18:00 日・祝休診
	（耳鼻科）岡本石井病院	054-627-5585	9:00～12:30 13:30～17:30 木・日・祝・水午後休診
	（歯科）あい歯科クリニック	054-626-8841	9:00～12:00 14:00～19:00（木・土14:00～17:00） 日・祝休診

近隣の個人病院

内科	いたやクリニック	054-621-5200	8:30～12:00 14:30～18:00 日・祝・水午後休診
外科	甲賀病院	054-628-5500	9:00～11:30 13:30～17:00 土9:00～12:00 日・祝・土午後休診
	はら整形外科クリニック	054-620-8772	8:30～12:00 15:00～18:00 土・日・祝・水午後休診
	おおとみリウマチ整形外科	054-656-2221	9:00～12:00 15:00～18:00 日・祝・土午後休診
	長倉整形外科	054-629-1717	8:15～12:00 13:45～17:00 土・日・祝・木午後休診
	秋山外科	054-641-6175	8:45～12:15 14:30～18:30 日・祝・水午後休診
	志太記念脳神経外科	054-620-3717	9:00～12:00 15:30～17:30 日・祝・火午後休診
耳鼻科	あまの耳鼻咽喉科	054-646-3313	8:30～12:00 14:30～18:00（土14:00～17:00） 木・日・祝休診
	焼津6丁目耳鼻科	054-620-6001	8:30～12:00 14:30～18:00 水・日・祝・土午後休診
眼科	志太眼科	054-645-5511	9:00～11:30 14:30～17:00 日・祝・土午後休診
歯科	松本歯科	054-627-4182	9:00～12:00 14:00～18:30 日・祝休診

(3) 保護者等への非常時の通信手段の確保

	通信手段	説 明・留意事項
関係者に 直接連絡 する方法	きずなネット	民間企業が提供するメールサービス。学校停電時も使用可能。個人の携帯端末へ一斉送信することができ、緊急時の連絡に優れている。送信先アドレスの登録が必要。
	スタディサプリ	民間企業が提供するサービス。個人の携帯電話やスマートフォンからログインして連絡することができるため、停電時の連絡手段として有効。グループを限定して送信可能。保護者等の個人による事前登録が必要。
	電話	連絡網等を利用して直接口頭で連絡する。個別の連絡になるので、時間がかかる。
幅広く 周知する 方法	ホームページ	学校のホームページに情報を掲載する。学校停電時は情報の更新ができない。受信者側の閲覧行動に依存している。
	SNS	facebook等に情報を掲載する。個人のスマートフォンから情報の掲載ができるため、停電時の連絡手段として有効。受信者側の閲覧行動に依存している。
	ラジオ	コミュニティFM等で情報を放送する。聞き逃す場合があるので定期的に発信する必要がある。
	171 (Web171)	災害用伝言ダイヤル（災害用伝言板）に情報を登録する。開設はNTTによる判断となるので、使えないこともある。

8 備品・備蓄品

(保管：豊友館内)

網掛けは賞味(使用)期限切れ…用途を変更して利用するために保管

(1) 食料品

品 名	保存期間	賞味期限	食数/箱	箱数	食数	保管場所	設置者
ライスクッキー	5年	2024/04	8枚×48	14	672	3階7	
アルファ米 田舎ご飯	5年	2024/04	50	13	650	3階8	
アルファ米 わかめご飯	5年	2024/05	50	14	700	3階8	
ライスクッキー	5年	2028/11	8枚×48	10	480	厨房	
アルファ米 わかめご飯	5年	2028/11	50	18	900	厨房	
ライスクッキー	5年	2029/01	8枚×48	1	48	厨房	
アルファ米 わかめご飯	5年	2029/01	50	2	100	厨房	
カロリーメイト 令和4年度入学生	5年	2025/07	60	10	600	2階D	
カロリーメイト 令和5年度入学生	5年	2026/07	60	10	600	2階D	
カロリーメイト 令和6年度入学生	5年	2027/07	60	10	600	2階D	
サバイバルパン ドライリング	5年	2019/09	24	6	144	3階6	
サバイバルパン チョコチップ	5年	2019/09	24	6	144	3階6	
サバイバルパン ミックスフルーツ	5年	2019/08	24	6	144	3階6	

(2) 飲料水

品 名	保存期間	賞味期限	本数/箱	箱数	本数	保管場所	設置者
保存水	7年	2031/03	6	75	450	厨房	
保存水	7年	2031/03	6	10	60	厨房	
ミネラルウォーター 令和4年度入学生	5年	2027/12	24	12	288	2階D	
ミネラルウォーター 令和5年度入学生	5年	2028/10	24	12	288	2階D	
ミネラルウォーター 令和6年度入学生	5年	2030/02	24	12	288	2階D	
いろはす555ml			24	40	960	2階E	
いろはす555ml		2017/04	24	30	720	1階倉庫	
いろはす555ml		2014/04	24	10	240	1階倉庫	
保存水1.5L					48	2階E	
保存水2L	5年	2019/08	6	44	264	3階5	
保存水2L	5年	2019/08	6	22	132	3階6	
保存水2L	5年	2019/08	6	28	168	3階8	
保存水	5年	2024/06	6	76	456	2階雑庫	
保存水	7年	2024/06	6	75	450	3階雑庫4	

(3) 生活用備品

品 名	保存期間	使用期限	個数/箱	箱数	個数	保管場所	設置者
寝具 布団セット					12	3階9	
布団セット					14	3階10	
毛布			10	9	90	3階1	焼津市
毛布			10	4	40	2階F	焼津市
毛布			10	10	100	2階G	焼津市
毛布			10	10	100	2階H	焼津市
毛布					19	3階雑庫4	焼津市
不織布毛布			10	8	80	3階5	
難燃性フリース毛布			10	2	20	2階I	
不織布ブランケット			10	5	50	3階5	
防災頭巾					9	2階F	
トイレットペーパー			100	4	400	3階3	
トイレットペーパー200m			12	7	84	2階B	
トイレットペーパー			100	3	300	3階管理室	
トイレットペーパー			100	3	300	2階管理室	
マイレット 排便処理		2029/02	500	1	500	2階B	
スケットイレ 排便処理袋+処理剤		2008/01	100	1	100	2階B	
簡易トイレ					8	2階B	焼津市
簡易トイレ					9	2階C	焼津市
簡易トイレ					3	2階管理室	焼津市
ヘルメット			20	6	120	3階2	
ヘルメット			20	8	160	3階4	
バックタオル			75	2	150	3階管理室	
バックタオル			50	1	50	3階管理室	
カセットコンロ			4	1	4	3階管理室	
安全キャンドル			12	1	12	3階管理室	
安全キャンドル			1	1	8	3階管理室	
懐中電灯（電池付き）					9	3階雑庫4	
懐中電灯			4	4	16	1階倉庫	
防水ライト			1	7	7	1階事務室	
乾電池 単3形					60	1階事務室	
衛生用品 生理用ナプキン			30	2	60	2階管理室	
ディスポパンツ(使い捨てパンツ)			男女10		20	2階管理室	

品 名	保存期間	使用期限	個数/箱	箱数	個数	保管場所	設置者
衛生用品 除菌ウェットシート 本体			100	1	100	2階管理室	
詰替			100	1	100	2階管理室	
伸縮包帯 10cm×9m					1	2階管理室	
5cm×9m					1	2階管理室	
滅菌ガーゼ L 7.5×10cm					2	2階管理室	
M 7.5×7.5cm					13	2階管理室	
S 5×5cm					9	2階管理室	
傷あてシート					10	2階管理室	
滅菌パッド M			8	1	8	2階管理室	
L			5	1	5	2階管理室	
ガーゼ 4号			200	1	200	2階管理室	
ガーゼ					11	2階管理室	
絆創膏 4cm×5m					1	2階管理室	
8cm×5m					1	2階管理室	
綿棒				1	30	2階管理室	
洗浄綿					13	2階管理室	
紙テープ 10mm×10m					10	2階管理室	
12mm×9m					1	2階管理室	
マスク			100	1	100	2階管理室	
三角巾					28	2階管理室	
三角巾			10	1	10	2階管理室	
アルミ救急シート					18	2階管理室	
衛生セット				6	6	2階管理室	
消毒用エタノール 500ml				5	2500	2階管理室	
はさみ					1	2階管理室	
爪切り					1	2階管理室	
ピンセット					1	2階管理室	
体温計					1	2階管理室	
黒ビニール 20ℓ			10	2	20	2階管理室	
紙コップ			80	1	80	2階管理室	
瞬間冷却ひえっぺ			20	1	20	2階管理室	
アルミ救急箱（ケース）					4	2階管理室	
防災用ブルーシート					22	3階雑庫4	
ポリタンク					21	3階雑庫4	

(4) 備品

品 名	保存期間	賞味期限	個数/箱	箱数	個数	保管場所	設置者
ポータブル発電機 HONDA					1	1 階倉庫	焼津市
発電機 YAMAHA					2	1 階倉庫	
大型炊き出し器 まかないくん 85型					3	1 階倉庫	
中型炊き出し器 まかないくん 50型					1	1 階倉庫	焼津市
まかないくん 50型 灯油バーナーセット					1	1 階倉庫	焼津市
災害用ハンディ浄水器 本体					1	1 階倉庫	
フィルター				1	1	1 階倉庫	
LPGボンベ (HONDAポータブル発電機用)					6	1 階倉庫	焼津市
防災用ハロゲンライトセット (屋外用)					2	1 階倉庫	
ガソリン携行缶 10ℓ					1	1 階倉庫	
5ℓ					1	1 階倉庫	
2.5ℓ					1	1 階倉庫	
飲料水用簡易水槽 フジコン					2	1 階倉庫	焼津市
段ボールハウス					2基	1 階倉庫	焼津市

【 参考資料 「静岡県第4次地震被害想定第2次報告」 】 平成25年11月29日公表

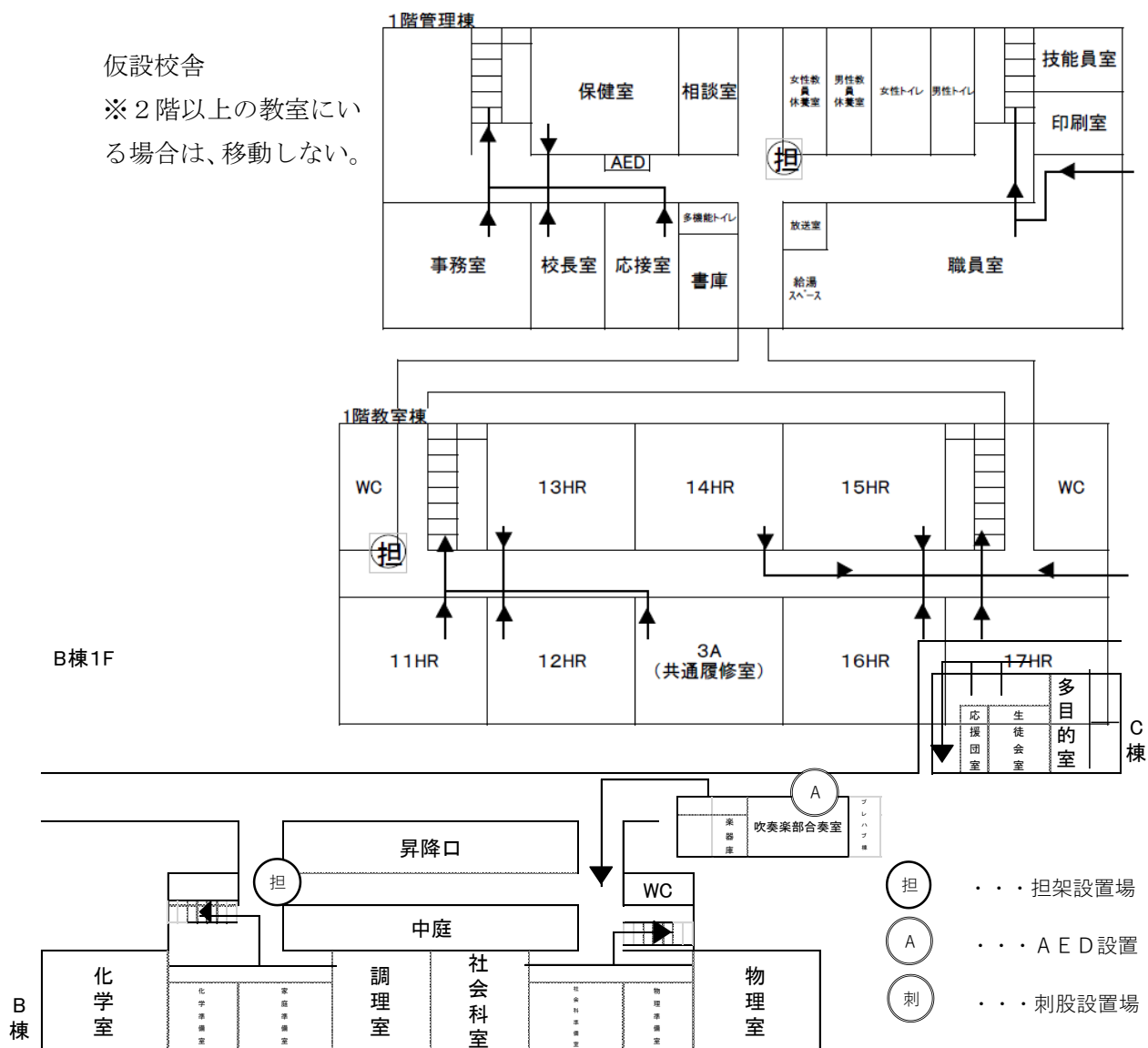
ライフラインはこうなる！レベル2の基本ケース

インフラ等		発災直後	応急復旧期間
上水道		県内ほぼ全域で断水	5～6週間
電力		県内9割が停電	1週間程度
都市ガス		7～8割供給停止	4～6週間程度
通 信	固定電話	9割回線不通	2週間程度
	携帯電話	1日後、全域で非常につながりにくい状態	2週間程度
避難者		1日後、98万人～108万人程度 1週間後、116万人～131万人に増加	

9 避難計画・防災訓練計画・安全教育計画・教職員研修

(1) 避難経路図

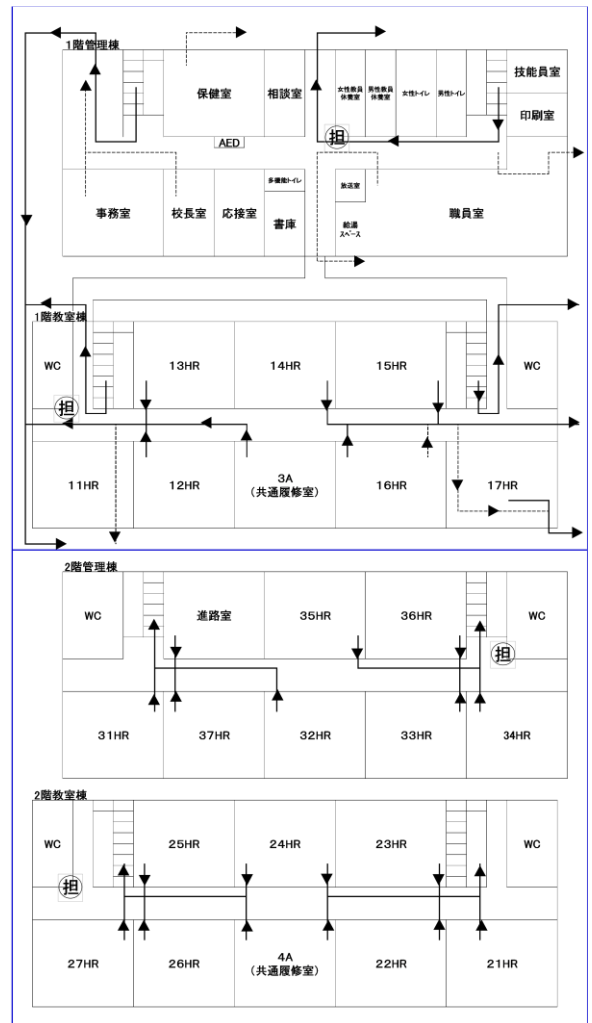
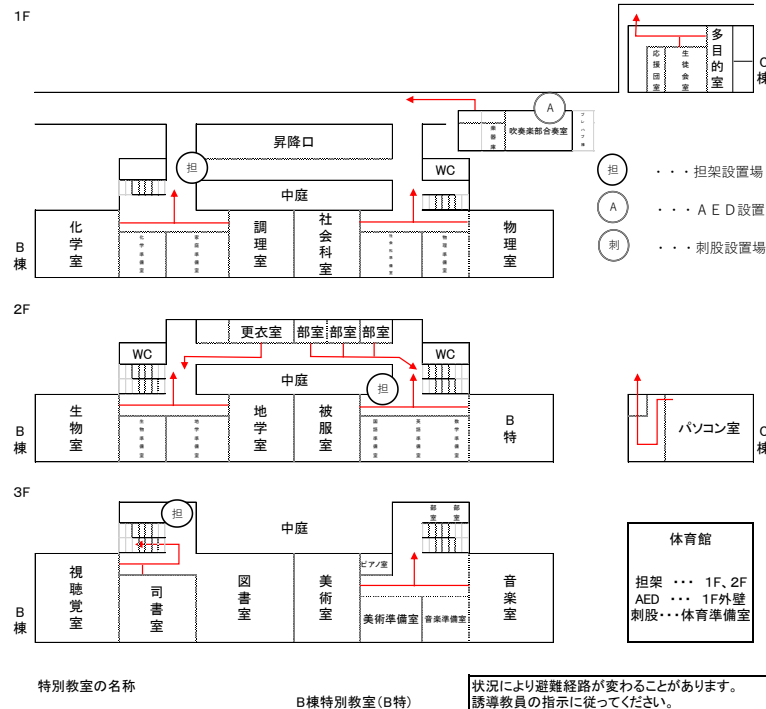
①津波警報・大津波警報発表時、瀬戸川氾濫警戒情報・洪水警報発令時は、建物の1階にいる生徒は、以下のように指定場所に避難する。



②地震発生時は、以下のように校内の指定場所に避難する。

(2) 避難経路図

静岡県立焼津中央高等学校
【避難経路ならびに担架・AED・刺股設置場所】



(2) 防災訓練計画（日時は別冊②）

ア 計画

	訓練名	訓練内容
1回	校内防災避難訓練	一次避難・地区別生徒ミーティング
2回	校内防災避難訓練	一次避難・防災クイズ王決定戦（変更あり）
3回	シェイクアウト訓練	焼津市の実施要領に従って一次避難・報告
4回	校内脱出訓練	校舎3・4階のシューターを使用した脱出訓練（1年）
5回	緊急地震速報訓練	緊急地震速報による一次避難訓練

イ 訓練実施後の指導等

第2回の訓練において実施する防災クイズ王決定戦では、防災に関する様々な知識をクイズ形式で問い、HR対抗でその点数を競うゲーム形式で行う。訓練で学んだ内容や、その他安全教育で身につけた知識の定着を図る活動とし、実際の災害に備えるものとする。

(3) 学校安全教育計画

ア 安全教育目標

- (7) 生活安全 基本的生活習慣の確立と心身の健康管理を図る。
- (4) 交通安全 社会規範を遵守する意識を育てる。
- (9) 災害安全 危機管理能力を高めるとともに地域の安全と防災に貢献する。

イ 各領域における安全教育内容

- (ア) 生活安全 保健体育・家庭科等の授業における学習、薬学講座
- (イ) 交通安全 保健体育の授業における学習、交通安全教室（１年生対象）
- (ウ) 災害安全 保健体育の授業における学習、防災避難訓練

ウ 家庭や地域社会と連携した教育

- (ア) 生活安全 薬学講座（学校薬剤師、焼津署生活安全課等の外部講師により実施）
- (イ) 交通安全 交通安全教室（焼津署の協力を得て実施）
- (ウ) 災害安全 焼津市シェイクアウト訓練への参加
焼津市危機管理課による防災出前講座（１年生対象、隔年実施）

エ 安全教育の評価

保護者、教員及び生徒それぞれを対象とした学校評価アンケートにより評価する。

(ア) 保護者対象

- ・（生活安全）子どもは、時差登校の時間を意識し、余裕をもって登校している。
- ・（交通安全）子どもは、交通安全に対する意識を持っている。
- ・（生活安全）子どもは、スマートフォン・インターネット等のSNSや娯楽を目的としたコンテンツの使用が過度にならないように努めている。
- ・（生活安全）学校は、生徒に対し頭髪、服装、礼法について適切な指導をしている。
- ・（生活安全）学校は、常に子ども達の健康状態を確認し、感染症予防対策等、健康意識向上の呼びかけを行っている。

(イ) 職員対象

- ・（交通安全）交通安全の意識向上の指導（校外交通指導等）を心がけ実践した。
- ・（３領域）本校防災マニュアルを理解し、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の３領域について、生徒の意識向上のため、適切な指導を心掛け実践した。
- ・（生活安全）病気予防等の保健指導を常に実践した。

(ウ) 生徒対象

- ・（生活安全）制服の着こなしなど基本的学校生活がきちんとしている。
- ・（生活安全）場に応じた挨拶と対話ができる。
- ・（交通安全）交通マナーを守り、防犯を意識した生活をしている。

(4) 教員研修計画（p. 5参照）

実施月	内容
４月	危機管理マニュアル読み合わせ（不審者対応紙上訓練）
４月	特別な配慮を必要とする生徒の情報共有・エビペン使用方法訓練
５月	避難訓練の実施
７月	熱中症対策講座
９月	避難訓練の実施
９月	焼津市シェイクアウト訓練への参加
11月	地域防災地域連絡会議
11月	緊急地震避難訓練
１月	地震対策オペレーション

10 施設設備安全点検

(1) 避難経路・避難場所の点検

- | |
|--|
| ☐ 分かりやすい案内や表示があるか。
☐ 避難経路に障害物がないか。
☐ 災害の種類、状況に対応した複数の避難経路と避難場所が確保されているか。
☐ 生徒の発達段階や地域の自然的環境・社会的環境を踏まえているか。
☐ 近隣住民や帰宅困難者の避難を想定しているか。
☐ 実地検分を行っているか。
☐ 学校等の定めた避難経路、避難場所を生徒や保護者に周知しているか。 |
|--|

(2) 非構造部材の点検

天 井	☐ 天井材（仕上げボード）に破損等の異常は見当たらないか。
照明器具	☐ 照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。
窓ガラス	☐ 窓ガラスにひび割れ等の異常はないか。
外 壁（外装材）	☐ 開閉可能な窓の鍵はかかっているか。 ☐ 外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか。
収納棚等	☐ 書庫等は取付金物で壁や床に固定しているか。

(3) その他施設別の点検項目

場所	点検項目
教室等	1 床面がはがれたり破損していない。 2 床が滑りにくく、転倒の恐れがない。 3 壁面の釘類が体に触れやすくなっていない。 4 天井・壁面が破損していない。 5 画びょうはしっかり止められている。 6 出入口の戸が外れやすくなっていない。 7 机や椅子に破損はない。 8 ロッカーの扉の破損はない。 9 ロッカーの上が整理・整頓されている。 10 サッシ窓に破損はなく、はずれ止め装置がある。 11 カーテンレールの破損はない。 12 コンセント・スイッチの破損はなく電源器具や配線が危険でない。 13 照明器具の破損、落下の恐れはない。 14 薬品（医療品）の保管・施錠・地震対策が講じられている。 15 劇物・毒物の量・管理、薬品の廃棄に対して適切な対応が講じられている。 16 ガス栓・ガス配管に破損はない。 17 ガス漏れ警報装置・換気装置に異常がなく正常に作動する。 18 ロッカー類（高さ150cm以上の物）に転倒防止対策がなされている。 19 全ての窓、出入口の施錠は確実にできている。

トイレ	1 扉の鍵・ペーパーホルダーは破損していない。 2 便器の破損、水漏れ、排水量はない。 3 洗面台、タイル等の破損はない。 4 窓ガラスの破損はない。 5 内壁・ドア・仕切りに亀裂や破損はない 6 壁鏡はしっかり固定されている。 7 壁鏡の破損はない。 8 コンセント・スイッチの破損はなく電源器具や配線が危険でない。 9 照明器具の破損、落下の恐れはない。
階段	1 床面に破損等はない。 2 滑りやすく、転倒の恐れがない。 3 通行の妨げになるものがない。 4 階段滑り止めの磨耗、破損はない。 5 階段の手すりにぐらつきはない。 6 下駄箱に転倒の危険性はない。 7 戸がなめらかに開閉でき、はずれやすくない。 8 非常口には障害物はなく、すぐ開放できる。
廊下・通路	1 床面に破損等はない。 2 滑りにくく、転倒の恐れがない。 3 通行の妨げになるものがない。
体育館	1 床に破損箇所はない。 2 床面が滑りやすくなっていない。 3 照明器具の不備な箇所はない。 4 卓球台の破損はない。 5 散球防止ネットの破損はない。 6 用具置場の扉・鍵の破損はない。
部室	1 配線やスイッチに危険はない。 2 窓・整理棚の破損はない。 3 ドアの施錠はできている。
校地内外	1 石ころ・ガラスの破片等の危険物はない。 2 植込みにごみや空缶などがない。 3 側溝のフタがしっかりはまっている。 4 歩道の隅に落葉等がたまっていない。 5 門扉がスムーズに開閉できる。
避難設備・防火設備	1 消火器が定位置にあり、すぐ使用できる。 2 非常口の標示が明確で点灯し、障害がない。 3 警報設備の外観に破損はない。 4 防火扉の前に障害物がなく、外観に破損はない。 5 防災設備は十分である。 6 避難器具の外観に破損はない。

(4) 自主安全点検表（様式）

安全点検表		点検箇所														点検者						
点検実施日				月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	不良箇所の程度（言葉で記入）		措置日			
				日													第1回	第2回				
点検項目		評価（評価欄の判定は○×）																				
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						

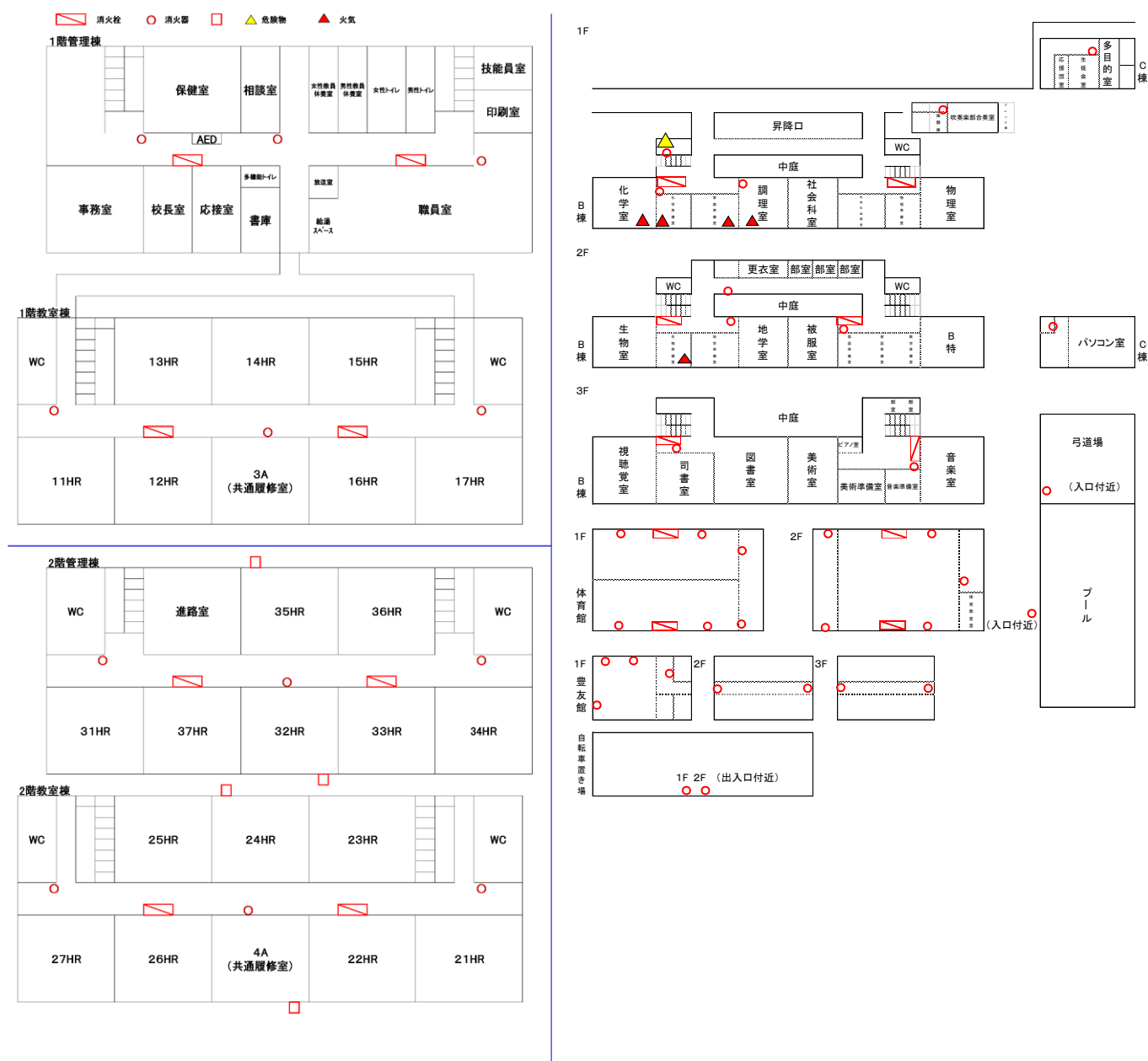
(5) 点検の時期

種類	実施方法の具体例	対象	法的根拠
定期点検	☐ 毎学期 1 回以上 ☐ 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	☐ 生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備等	（学校保健安全法施行規則第28条第1項） 毎学期 1 回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。
	☐ 毎月 1 回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	☐ 生徒等が多く使用する校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、階段、便所、手洗い場等	
臨時点検	☐ 体育祭、文化祭等学校行事の前後 ☐ 暴風雨、地震、近隣で火災等の災害時 ☐ 近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）等の発生時	☐ 必要に応じて設定	（同第28条第2項） 必要があるときは、臨時に安全点検を行う。
日常点検	☐ 授業日ごと	☐ 生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	（同第29条） 設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなくてはならない。

(6) 自主安全点検担当者

防火担当責任者（pp. 55-57）が行う。

(7) 施設・設備配置図



(8) ヒヤリ・ハット、気付き報告

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、任意の様式を用いて管理職及び事務室に報告し、必要に応じて修理等対策（破損備品の修理、使用中止等）を講じる。学校管理外のものが必要な範囲で周知する。なお、報告者は教職員だけでなく、生徒、保護者、地域住民、関係者等を含むものとし、情報を受け取った教職員は、代理で記録し、管理職及び事務室に報告する。

- ☐ 事故には至っていないが「ヒヤリ」とした体験をした。
- ☐ 潜在的なリスクに気付いた。

11 避難所対応（指定避難所運営マニュアル）

(1) 避難所運営における施設管理者となる学校の役割

「避難生活の手引き」（静岡県危機管理部）より

● 避難所運営の主な役割分担

避難所運営に関する、避難所利用者、自主防災組織等との基本的な役割分担は以下のとおりです。詳細は市町や施設により異なります。

組 織 等	役 割
避難所運営組織 (避難所利用者による)	・ 避難所の運営主体 ・ 地域のマニュアル等に基づく避難所立ち上げ後は、自主防災組織等から速やかに運営を引継ぎ、利用者全員をメンバーとする「避難所運営組織」を立ち上げる。
自主防災組織 (地元自治会)	・ 避難所の立ち上げを主導する。 (適宜、「避難所運営組織」に体制を移行する) ・ 避難所や地域住民への情報伝達 ・ 在宅避難者の把握及び支援 ・ 地域全体の防災・防犯活動
避難所施設管理者 (学校等)	・ 市町職員と連携し施設・設備の被害状況や安全性の確認 ・ 施設管理 ・ 避難所の運営支援（おもに施設、備品）
市町職員	・ 施設管理者と協力した避難所の開設・解消（閉鎖） ・ 市町本部との連絡調整 ・ 避難所の運営支援

(2) 避難所の施設管理者として確認すべきこと

確 認 事 項
☐ 自主防災組織、施設管理者（学校等）と市町防災部局との連絡先（勤務時間外を含む）
☐ 施設管理者として、避難者に提供できる施設やスペース、使用可能な機材
☐ 避難所用備蓄品・機材等の保管場所（市町等が準備した備蓄品等の保管スペースの提供）
☐ 避難所施設の鍵の保持者氏名と連絡先

(3) 避難所運営支援（焼津市との避難施設利用の覚書、平成7年申し合わせ済）

ア 発災直後

状況予測	教職員の指導・指示	生徒の行動基準
☐ 発災後、学校には近隣住民の多くが避難してくる。 ☐ 学校では発災後、直ちに避難所として開放できる区分、学校管理あるいは教育再開に向けて確保する区分、安全面で立ち入り禁止とする区分を早急に明示しなければならない。 ☐ 電気、水道、ガスは供給停止になっている。電話も不通。 ☐ 多数の者が避難生活を送ることになるので、最低限のライフラインは確保できるように準備しておく必要がある。 ☐ 断水によりトイレは使えなくなるので、大規模なし尿処理の方策を講じなければならない。 ☐ 外部から避難者に対する安否の問い合わせが殺到するので、避難者の名簿を作成し、これに対応する。	☐ 校内災害対策本部を設置し、その下に避難所支援班を置く。 ☐ 校舎内外被害状況を確認し本部へ報告する。 ☐ 立入禁止区分と避難所として開放する区分を明示する。 ① 立入禁止区域はロープと看板で示す。 ② 避難所として開放する区分は通用門や本部、該当区域等に看板で示す。 ☐ 生徒、避難者を避難所に誘導する。その際、健康面等で配慮する必要がある者に対しては、場所の割当て等で配慮する。 ☐ 当座のライフラインを確保する。 ① 生活用水、飲料水、電気、ガスの確保（井戸、ポンプ、浄水器、プロパンガス、自家発電機等） ② し尿処理 ☐ 避難者の名簿を作成する。 ☐ 情報収集、伝達を行う。 ☐ 避難所運営支援の為に自治組織作りを行う。	☐ 教職員の指示をよく聞き、各自の勝手な判断による行動をとらない。 ☐ 指定された場所に移動する。 ☐ 避難生活の準備を協力して行う。 ①生活用水、飲料水の確保、井戸水の利用等 ②トイレの準備等 ③避難所運営組織作り ☐ 避難者名簿に登録する。 ☐ 一人一人が役割をもって行動する。

イ 避難所運営支援

状況予測	教職員の対処・指導の基準
☐ 発災直後、ライフラインの切断により電気、ガス、水道、電話は使用不能となっている。数か月間は余震が頻発し、傾いた建物の倒壊を引き起こしたり、人々の心に動揺を与えたりする。 ☐ 情報は当面携帯ラジオに頼ることになる。この期間安否情報が乱れ飛ぶ。 ☐ デマやパニックを防止するために、避難者が必要としている情報をタイミングよく提供する必要がある。 ☐ 情報は一元的に管理し、誤った情報を流さない。 ☐ トイレはし尿で一杯になり、使用不能になる。	☐ 自主防災組織主体の避難所運営組織が始動するまで、校内災害対策本部下の避難所支援班が支援する。 ☐ 避難所運営本部を設置し、その下に総務、被災者管理、情報、食料・物資、施設管理、保健・衛生の各総括班長を置く。各自主防災会ごとに各班編成を行い、班ごとに役割を決める。毎日定時に（夜）運営本部会議を持ち、情報の収集、伝達、役割等の再確認をする。自主的な運営組織が住民の間でできるまでは教職員が各総括班長（リーダー）を補佐する。 ☐ 教職員は、名札を付ける。 ☐ 情報総括班長は、市町からの情報を市町職員から受け、各自主防災会の情報班長に伝える。各情報班長はその連絡を避難住民に伝える。その際、掲示板利用で伝達の徹底を図る。 ☐ マスコミ対応は、情報総括班長が市町職員と協議の上、行う。 ☐ 避難者名簿の作成（県の指定様式による。） ① 住民用；氏名、性別、年齢、住所、避難場所の区域、移転先 ② 生徒用；氏名、性別、学年・組・番号、年齢、住所、避難場所の区域、移転先 ※ 避難場所の変更については、情報広報班を通じて運営本部へ確実に連絡すること。 ☐ 避難所での基本的ルールを決める。生活時間（起床、食事、清掃、風呂、会議、就寝等） ☐ 避難所でのゴミは分別して決められた場所に出す。 ☐ 食事は原則として、それぞれの非常持ち出しの食料で賄う。その際、火は使用しない。非常持ち出しの食料で不足する場合は、共同で炊き出しを行う。 ① 水は断水になっているので、ポリタンク等の備蓄水を使う。給水車による給水は給水班長の指示に従う。 ② 食料等の調達は、食料・物資総括班長が市の対策本部へ要請する。 ☐ 避難所区分 ① 避難者相互のプライバシーを保護するために、家族単位で分けする。むやみに他人の場所へ立ち入らない。 ② 更衣室も設けておく。 ☐ 緊急輸送用の車両を各自主防災会から1台ずつ用意しておく。

2 章 災害対策について

I 地震対策

1 地震対策の基礎知識（静岡県第4次地震被害想定）

県では、東日本大震災の教訓を生かし、今後の地震・津波対策の基礎資料として活用するため、「第4次地震被害想定」を策定した。

区 分		レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
		発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波	発生頻度は極めて低いが、発生すれば莫大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波
駿河トラフ ・ 南海トラフ沿い		死者数：約16,000人 （うち津波：約9,000人）	死者数：約105,000人 （うち津波：約96,000人）
		東海地震（マグニチュード8.0～8.7） 東海・東南海地震（同上） 東海・東南海・南海地震（同上）	南海トラフ巨大地震 （マグニチュード9程度）
相模トラフ沿い		死者数：約3,000人 （うち津波：約2,900人）	死者数：約6,000人 （うち津波：約5,700人）
		大正型関東地震 （マグニチュード8.0～8.2）	元禄型関東地震 （マグニチュード8.2～8.5） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 （マグニチュード8.7程度）
ライフラインの機能支障・復旧想定	電力	・発災直後は県内需要家の9割程度が停電、4日後でも1割弱停電が継続（応急復旧には1週間程度が必要）	
	電話	・固定電話は発災害直後に県内回線の9割程度が不通、1日後でも8割程度が不通のまま（応急復旧には1～2週間程度が必要） ・携帯電話は基地局の停波や停電の影響で発災1日後は県内全域で非常につながりにくい状態（応急復旧には、1～2週間程度が必要） ・上記以外に発災直後から通話量の急激な輻輳が発生し、電話がつながりにくい状態	
	上水道	・発災直後は県内ほぼ全域で断水、1週間後でも県内の給水人口の5割以上で断水が継続（応急復旧には4～6週間程度が必要）	
	下水道	・発災1日後、県内の処理人口の5～7割近くが機能支障となり、各地で排水困難な地区が発生（応急復旧には2～5週間程度が必要）	
	ガス	・都市ガスは発災直後の県内停止率が7～8割程度（応急復旧には4～6週間程度が必要） ・LPガスは発災直後に3～4割程度の需要家で機能支障が発生するが、点検後早期の復旧が可能	

2 地震災害における教育活動の実施基準

状 況			基 準
地震	南海トラフ地震臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業
		巨大地震警戒	☐ 原則通常授業
		巨大地震注意	☐ 原則通常授業
		調査終了	☐ 原則通常授業(通常の生活)
	学校が所在する地域で震度 5 弱以上の地震が発生した時		☐ ただちに教育活動を中止 ☐ 建物の被害状況を確認する
	学校が所在する地域で震度 4 以下の地震が発生した時		☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止

3 地震発生時の対応

(1) 大規模地震発生時の対応

発生直後の安全確保	☐ 生徒に対し明確な指示を出す。		
	「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる		
	教室	頭を守る	机の下に隠れる(机の脚を持つ) 外に飛び出さない
	廊下・階段		ガラスに注意して中央で伏せる
	体育館		落下物に注意して中央で伏せる
	グラウンド		校舎から離れ中央で伏せる
☐ 火気の消火（電源を切り、ガスの元栓を閉める）			
☐ 出入り口を確保する。			
避難誘導	☐ 生徒の状況を把握する。		
	☐ 生徒に対し明確な指示を出す。		
	「押さない・走らない（津波避難は例外とする）・しゃべらない・戻らない」 防災頭巾等で頭部を保護する 余計な荷物を持たず、上履きのまま行動する		
	☐ 名簿、引渡しカード、ホイッスル等を携行し、生徒を安全な場所に誘導する。		
	☐ 普通教室以外の場所にいる生徒の所在に配慮する。		
	☐ 隣接クラスが連携して避難し、集団の前後に教職員を配置する。		
	☐ 生徒の不安の緩和に努める。		
	☐ 避難の際に支援を要する者への対応に配慮する。		
	☐ 校内にいる人員の状況を把握する（点呼・欠席者・負傷者等）。		
	☐ 2次災害等の危険が予想された場合は直ちに安全な場所に避難する。		

↓

避難完了後は、災害対策本部を設置し、各班の対応行動を開始する。

(2) 登校時または校外活動中における生徒への指導

指導項目	実施者
☐ 最寄りの避難場所等の安全な場所に避難すること。	☐ 防災教育担当者等
☐ バス・電車等では運転手・駅員の指示に従うこと。	
☐ 家庭や学校と連絡をとり、状況を報告し、指示に従うこと。	
☐ 流言等の不正確な情報に惑わされず行動すること。	

(3) 【参考資料】緊急地震速報の基礎知識

ア 緊急地震速報の発表基準

- 地震により、最大震度5弱以上の揺れを予想した時に、震度4以上の揺れを予想した地域に対して緊急地震速報を発表する。
- 高度利用者向受信端末等では、予想する震度が利用者が独自に設定した基準を超えたときに報知音が鳴る。

イ 利用にあたっての留意事項

- 地震の震源に近い地域では、緊急地震速報の発表が強い揺れに間に合わないことがある。
- 緊急地震速報で予想する震度には±1程度のずれを伴う。
- 頻繁に地震が発生している時などに、ほぼ同時に発生する複数の地震を区別できず、緊急地震速報を適切に発表できないことがある。

緊急地震速報 利用の心得

周囲の状況に応じて

あわてず、まず身の安全を!!

地震の揺れを感じたら…
(緊急地震速報がなくても)

家庭では

- 頭を保護し、じょうぶな机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- むりに火を消そうとしない

鉄道・バスでは

- つり革、手すりにしっかりつかまる

エレベーターでは

- 最寄りの階に停止させ、すぐにおりる

屋外(街)では

- スロップの倒壊に注意
- 看板や割れたガラスの落下に注意

自動車運転中は

- 急ブレーキはかけず、ゆるやかに速度をおとす
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意をうながす

上記のほか、訪れた施設等において緊急地震速報を見聞きした時は、身を守り、係員の指示に従ってください。

緊急地震速報の「警報」と「予報」

入手手段	基準	内容	特徴
【警 報】 テレビ・ラジオ 携帯電話(緊急速報メール) 防災行政無線など	震度5弱以上を予想 (震度4以上の地域に発表)	震源地、強い揺れが予想される地域など	原則、一つの地震に対して1回発表 比較的大規模な地震では複数回発表
【予 報】 専用受信端末 スマホ(アプリ)など ※民間事業者が提供	震度3以上を予想 マグニチュード3.5以上と推定	震源地、地震の規模、予想震度、強い揺れの到達予想時刻など	予想内容が変化する度に、複数回発表 知りたい場所の震度や猶予時間がわかる

人が強い揺れから身を守るために活用

主に列車や機器の制御などに活用

日頃からの備え

①「安全スペース」を作っておきましょう

地震の揺れに備えて、寝室や居間など室内のよくいるところに「物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」スペースを作っておきましょう。

詳細は東京消防庁ホームページ「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」を参照してください。

②訓練に参加しましょう

6月及び11月5日(津波防災の日)前後に緊急地震速報の訓練を実施しています。訓練を行うための動画やスマートフォンのアプリ*もありますので、これらの機会やお住まいの自治体が行う訓練に参加して、定期的に地震から身を守るための対応行動を身につけておきましょう。

*緊急地震速報訓練を実施するための映像・教材など(気象庁ホームページ)→

シェイクアウト訓練

主催者(主に自治体)が、「科学的な地震災害のシナリオ(訓練の想定)と日時を決めて、「訓練会場」を限定しない」のが特徴の訓練です。参加者は、決められた日時に職場・学校・家庭等のいつも過ごす場所、シナリオに合わせて地震から身を守るための訓練をします。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

効果的な防災訓練と防災啓発(シェイクアウト)提唱会議 <http://www.shakeout.jp/>

4 南海トラフ地震臨時情報

※南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表される。

(1) 「南海トラフ地震臨時情報」の発表条件

■南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

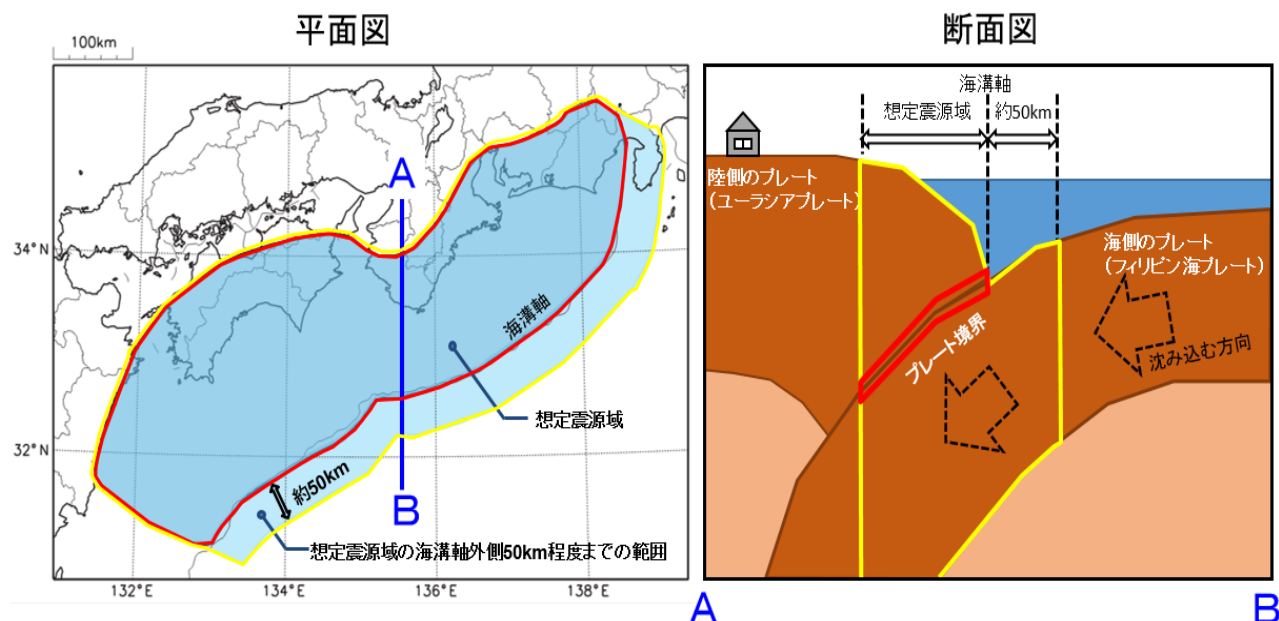
■観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

キーワード	調査中	□観測された異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	□南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	□南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 □想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合 □ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	□巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(2) 「南海トラフ地震関連開設情報」

■観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合

■「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）



5 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

(1) 学校の対応

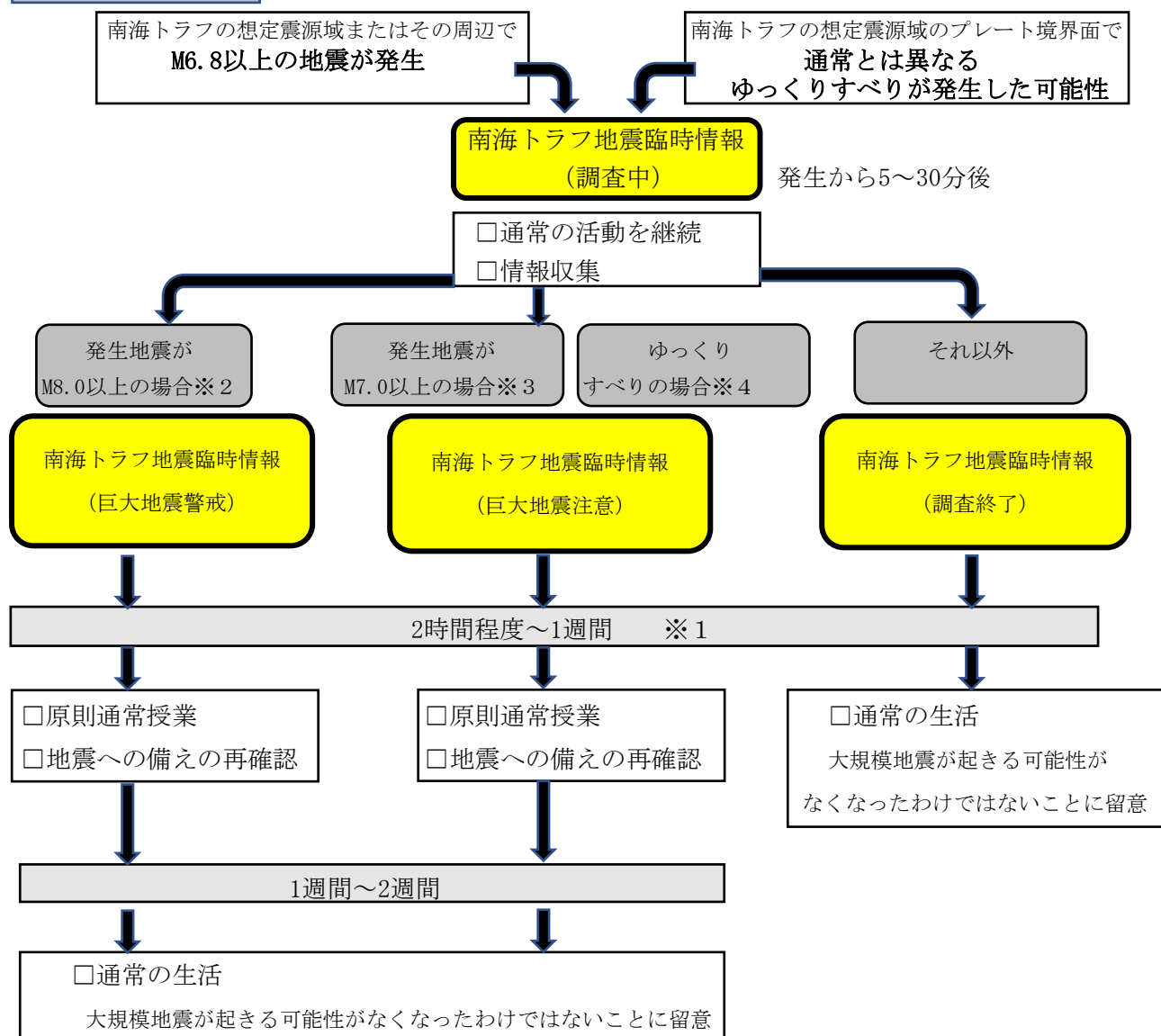
状 況	実施項目	実施者
南海トラフ地震臨時情報 (調査中) 発表時	☐ 原則通常授業 ☐ 応急対策要員による情報収集 ☐ 校内放送等による連絡	☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) 発表時	☐ 原則通常授業 ☐ 教育委員会との連絡調整 ☐ 保護者への学校対応の連絡 ☐ 地震への備えの再確認	☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部 ☐ 全職員
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) 発表時	☐ 原則通常授業 ☐ 教育委員会との連絡調整 ☐ 保護者への学校対応の連絡 ☐ 地震への備えの再確認	☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部 ☐ 全職員
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了) 発表時	☐ 保護者への学校対応の連絡 (大規模地震が起きる可能性がなくな ったわけではないことに留意)	☐ 災害対策本部

(2) 地震への備えの再確認事項

地震災害への対応	☐ 参集基準・教育活動実施基準 ☐ 各班の人員・役割 ☐ 緊急連絡先 ☐ 安否確認方法 ☐ 引渡し方法 ☐ 保護者への連絡 (内容・方法・タイミング)
持出品や備蓄品 機材確認	☐ 頭部保護具 ☐ 避難行動に役立つもの ☐ 生活に役立つもの ☐ 救護に役立つもの
生徒の安全	☐ 避難経路・場所 ☐ 登下校路確認 ☐ 照明器具・窓ガラスなどの非構造部材 ☐ 棚などの転倒防止対策

(3) 南海トラフ地震臨時情報発表時の学校対応の流れ

発生から2時間程度



※1 ゆっくりすべりが観測された場合はそれが収まったと評価されるまで

※2 想定震源域のプレート境界でM8.0以上の地震が発生

※3 想定震源域、またはその周辺でM7.0以上の地震が発生（ただし、プレート境界のM8.0以上の地震を除く）

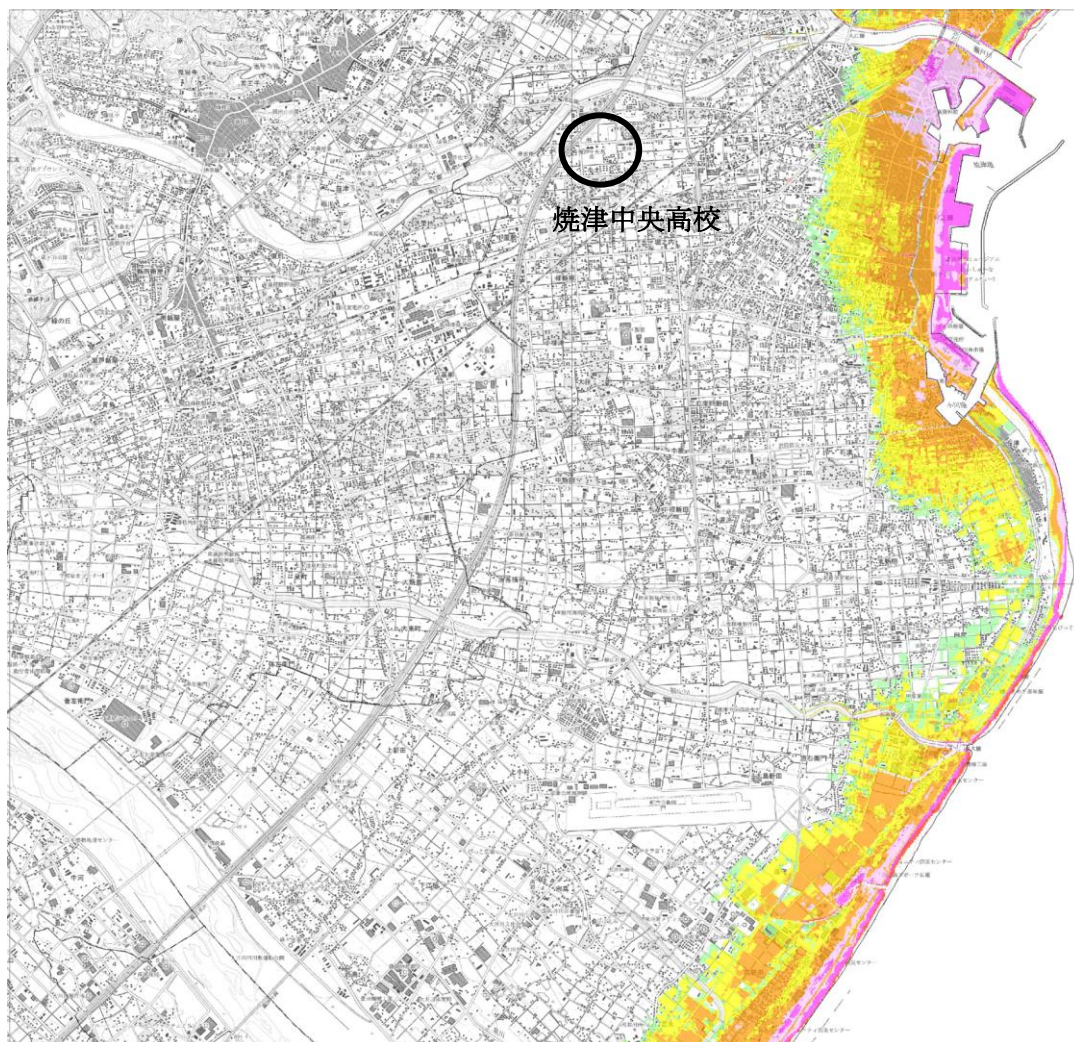
※4 住民が揺れを感じることがない、プレート境界面のゆっくりとしたずれによる地殻変動を観測した場合など

Ⅱ 津波対策

1 津波対策の基礎知識

(1) 静岡県第4次地震被害想定

静岡県地理情報システム（GIS）や市町のハザードマップ等を活用し、静岡県第4次地震被害想定における学校及び学校周辺の津波被害（浸水深・到達時間等）を把握する。



地震だ、津波だ、すぐ避難！

海岸付近にいて、地震の揺れを感じたとき
（長い時間ゆっくりと揺れを感じたときにも）
津波警報が出たとき
（津波：1 m以上、大津波：3 m以上）

津波注意報が出たとき（20cm以上1 m未満）

ただちに
高い所へ

海岸にいる人は
高い所へ速やかに避難

(2) 津波警報・津波注意報

津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後約3分で大津波警報、津波警報、津波注意報が発表され、その後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報が発表される。

	予想される津波の高さ		とるべき行動	避難の範囲
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	- 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 - 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波・津波警報が解除されるまで安全場所から離れない。	- 居住市町の津波ハザードマップ等で浸水が想定される区域を確認しておく。 - 津波の規模は様々であり、実際には浸水想定を上回る津波が襲ってくることもあるので、最大限の避難を心がける。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い		
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記なし)	- 海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 - 津波注意報が解除されるまで、海に入ったり海岸に近づいたりしない。	

「津波防災」(気象庁)より

地震発生後、予想される津波に高さが20cm未満で被害の心配のない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、津波予報(若干の海面変動)を発表する。

「津波警報・注意報と避難のポイント」(気象庁)

- ☐ 震源が陸地に近いと、津波警報が津波の襲来に間に合わない場合がある。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。
- ☐ 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うことがある。ただちにできる限りの避難をする。
- ☐ 津波は沿岸部の地形等の影響により、局地的に予想より高くなる場合がある。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。
- ☐ 津波は長い時間繰り返し襲ってくる。津波警報が解除されるまでは、避難を続ける。

2 津波警報・注意報発表時における教育活動実施基準

焼津市が大きな津波被害を受けたとき ⇒ 学校は休校となる。

(1) 「津波注意報」「津波警報」「大津波警報」発表時に教職員がとるべき行動

	津波注意報	津波警報	大津波警報
教育活動実施基準	(在校時) ☐ 平常授業 ☐ 沿岸部の活動は中止	(在校時) ☐ 教育活動を中止 (学校管理下外) ☐ 避難または自宅待機 ☐ 津波警報が解除され、登下校の安全が確保された時点で登校	
教職員の参集基準 (時間外)	☐ 校長の指示による	☐ 応急対策要員は、校長等の指示で、自らの身の安全を確保した上で参集する。その他の教職員は自宅待機。	
学校の対応	☐ 教育活動は継続 (沿岸部での活動は中止) ☐ 生徒に情報提供 (下校時における注意喚起)	☐ 校舎2階以上への避難指示 ☐ 生徒・教職員の安否確認 ☐ 津波情報の収集(テレビ・ラジオ等) ☐ 学校周辺状況の目視 ☐ 関係機関への連絡調整 ☐ 学区内(通学路)の状況把握 ☐ 近隣学校との情報交換 ☐ 保護者への連絡 ☐ 学校への避難者対応計画の確認と実施	

(2) 場面による教職員・生徒の行動(津波警報・大津波警報が発表されたとき)

ア 在校時

教職員の指導・指示	生徒の行動基準
☐ 焼津市沿岸への警報確認後、校内放送により、生徒の動揺を静める。 ☐ 生徒を直ちに校舎の2階以上の教室へ避難させる。 ☐ 校内の生徒の所在を速やかに把握する。 ☐ 緊急職員会議を行う。 ☐ 情報の収集に努める。 ☐ 警報が解除されるまでは生徒を学校に待機させることを原則とするが、自宅及び通学路が津波の危険地域外にある生徒は、状況により集団下校させる。 ☐ 帰宅困難者、津波危険 地域居住者、山崖崩れ危険地域居住者は、警報が解除するまで学校で待機させる。警報解除前の残留生徒の下校は保護者への引渡しを原則とする。	☐ 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ※信頼できない情報に惑わされない。 ☐ 自宅及び通学路が津波の危険地域外にある生徒は、状況により、教員の指示のもと、集団下校する。 ※独断で帰宅しない。 ☐ 帰宅困難者、津波危険地域居住者、山崖崩れ危険地域居住者は、警報が解除するまで学校で待機する。保護者と連絡を取るよう努める。保護者の判断で警報解除前に下校する場合は、引渡しを原則とする。

イ 登下校時

教職員の指導・指示	生徒の行動基準
☐ 焼津市沿岸への警報確認後、学校内にいる生徒の所在を速やかに把握する。 ☐ 学校内にいる生徒を直ちに校舎の2階以上の教室へ避難させる。 ☐ 警報が発表されたとき、一斉メール配信により行動基準の徹底を呼びかける。 ☐ 緊急職員会議 ☐ 情報の収集に努める。 ☐ 警報が解除されるまでは生徒を学校に待機させることを原則とするが、自宅及び通学路が津波の危険地域外にある生徒は、状況により集団下校させる。その際、登校しなかった生徒、登校したが帰宅した生徒及び残留している生徒のHR・氏名を正確に把握しておく。 ☐ 帰宅困難者、津波危険 地域居住者、山崖崩れ危険地域居住者は、警報が解除するまで学校で待機させる。警報解除前の残留生徒の下校は保護者への引渡しを原則とする。	☐ 津波の危険地域内にいる場合は、高台や指定された避難地などの安全な場所に直ちに避難する。 ☐ 津波は河川を遡上するので、川岸の近くにいる場合も直ちに避難する。 ☐ 津波の危険性がない地域では、帰宅するように努める。帰宅が困難なときは、本校に登校するか最寄りの避難地に避難する。 ☐ すぐに帰宅できないときは、保護者と連絡を取るように努める。 ☐ 日ごろから通学路における避難場所を確認しておく。 ※信頼できない情報に惑わされない。

ウ 校外活動時

校外活動中は開放的な雰囲気になっているのに加えて、教職員と生徒が離れていることも多いため、早急に生徒を集合させ、的確な指示を与える必要がある。「津波警報」「大津波警報」発表時には活動を中止し、地元市町村警戒本部の指示に従う。状況により下記のとおり対応する。

区 分	具体的な対応
☐ 屋外（遠足等）	☐ 津波危険地域内にいる場合は、高台や指定された避難地などの安全な場所に直ちに避難する。 ☐ 津波は河川を遡上するので、川岸の近くにいる場合も直ちに避難する。 ☐ 避難に当たっては地元市町村警戒本部の指示に従う。 ☐ 避難場所で点呼を行い、非常時の行動基準を確認するとともに、周囲の状況を把握する。 ☐ 学校と連絡を取り、生徒の状況を報告する。 ☐ 教職員の保護の下、安全な場所で避難を継続する。保護者と連絡を取るよう努めさせる。
☐ 屋内（発表会等）	☐ 津波危険地域内にいる場合は、建物管理者の指示に従い、高台や指定された避難地などの安全な場所に直ちに避難する。 ☐ 避難場所で点呼を行い、非常時の行動基準を確認するとともに、周囲の状況を把握する。 ☐ 学校と連絡を取り、生徒の状況を報告する。 ☐ 教職員の保護の下、安全な場所で避難を継続する。保護者と連絡を取るよう努めさせる。

エ 在宅時

教職員の指導・指示	生徒の行動基準
□応急対策要員は、校長等の指示により参集する。 その他の教職員は自宅待機。 管理職が災害規模に応じた対応を指示する。 □災害対策本部の開設 □地震や被害に関する情報の収集 □必要に応じて被害状況を教育委員会に報告	□自宅が津波の危険地域内にいる場合は、高台や指定された避難地などの安全な場所に直ちに避難する。 □津波は河川を遡上するので、川岸の近くにいる場合も直ちに避難する。 □警報が解除されるまでは津波の危険地域内に立ち入らないこと。 □学校は休校となる。 □焼津市において津波被害がなかったとき、警報解除後は、翌日から平常活動を再開する。 ※信頼できない情報に惑わされない。

(3) その他

ア 焼津市が大きな津波被害を受けたとき学校は休校となる。学校再開などの連絡は、本校HPや一斉メール配信などで行う。

停電時は、スマートフォンやタブレット等の端末を利用し、「きずなネット」及び「スタディサプリ」を利用して連絡する。

イ 駿河湾のような湾内では、津波は何度も繰り返し襲来するため、警報が解除されるまでは絶対に危険地域内に立ち入らないこと。また、第1波よりも第2波、3波…の方が大きな津波になることもよくあるので、十分に注意すること。

3 津波避難における留意事項

(1) 津波避難における留意事項

避難開始 【ただちに】	☐ 教職員は的確な判断をし、ただちに高台等への避難を指示する。 ☐ 教職員不在時は生徒だけでも避難を開始する。(徹底した訓練) ☐ 沿岸部での活動中に地震が発生した場合は、情報を待たずに避難を開始する。(地震だ、津波だ、すぐ避難！)
避難中 【続ける】 【あきらめない】	☐ 想定を超える大津波発生の可能性を考慮し、より高く安全な場所への避難を継続する。 ☐ 建物の倒壊や土砂災害等により避難経路が通行不能となった場合、迂回路等を使用し避難行動を継続する。
避難後 【戻らない】	☐ 津波は繰り返し襲来するため、警報等が解除され安全が確認されるまで沿岸部には近づかない。 ☐ 生徒・教職員の安否確認を行い、正確な情報収集に努める。 ☐ 生徒の心身の状態を把握する。

(2) 津波避難後の引渡し（帰宅）

判断者	校長が避難状態の解除を行う。校長が不在の場合は副校長が行う。
判断基準	☐ 大津波・津波警報は解除されているか。 ☐ 保護者等との連絡手段は確保できているか。 ☐ 学校周辺の浸水状況の確認。 ☐ 利用できる交通機関はあるか。 ☐ 保護者の自家用車での来校は可能か。 ☐ 集団で帰宅させる場合、安全な下校路が確保できるか。 ※生徒及び引渡しする保護者の安全が確保されるまでは、引渡しまたは下校は実施しない。
引渡し（帰宅方法）	☐ 集団で帰宅させる場合、移動中の避難先について生徒に調べさせる。 ☐ 津波浸水域を迂回したルートを考える。

(3) 近隣の津波避難タワー（抜粋）

施設名	所在地	電話
港中学校	田尻北584	624-6010
豊田中学校	小土301-2	627-1166
(県) 焼津水産高等学校	焼津5-5-2	628-6148
(県) 清流館高等学校	上新田292-1	622-3411
(県) 焼津青少年の家	石津2259-508	624-4675
焼津市役所	本町2-16-32	626-1111

Ⅲ 風水害対策

1 気象情報の基礎知識

(1) 気象に関する特別警報・警報・注意報の種類（市町単位で発表）

区 分	種 類
特別警報	大雨／暴風／暴風雪／大雪／波浪／高潮
警 報	大雨／洪水／暴風／暴風雪／大雪／波浪／高潮
注 意 報	大雨／洪水／強風／風雪／大雪／波浪／高潮／雷／融雪／濃霧／乾燥／なだれ／低温／霜／着氷／着雪

(2) その他重要な気象に関する情報

情 報	内 容
台風に関する気象情報	台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の雨量（静岡県内では1時間雨量110 ^{ミリ} 以上）を観測したり、解析したりしたときに発表 ・気象庁ホームページの「危険度分布」で実際に災害発生危険度が高まっている場所を確認する必要がある
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、大雨による土砂災害発生危険度がさらに高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考になるよう市町ごとに発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・避難指示の目安となる重要情報 ・災害発生が切迫した状態にある可能性が高いため、警報以上の注意が必要
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト（※1）等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表。

※1 地上に災害を起こすほどの下降気流のこと。

(3) 波浪・高潮について

波浪警報・注意報	高潮警報・注意報
☐ 高い波によって重大な災害が生じる可能性があるとして予想された際に発表 ☐ 「波浪」とは風によって生じる波 ☐ 海岸沿いを移動する際には高波に注意する（海岸に近づかなければ比較的安全） ☐ 高波はその場の天気や風の強さに関わらず生じるため、天気が良くても「波浪警報」が出ている場合は警戒が必要	☐ 台風や低気圧による異常な海面の上昇により、重大な災害が生じる可能性があるとして予想された場合に発表 ☐ 「高潮」は津波と同じく海面全体の水位が上昇する現象 ☐ 水位が想定以上に高くなると防潮堤を乗り越えて大規模な浸水被害をもたらす（避難が必要な場合もある）

(4) 「命を守るために知ってほしい特別警報」（気象庁）

- ・数十年に一度の大雨などが予想された場合に特別警報を発表します。
- ・大津波警報、噴火警報（噴火警戒レベル4以上）及び噴火警報（居住地域）、緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づけます。
- ・命を守るために情報の収集に努めてください。（テレビ・SNS・自治体発信の情報）

2 気象情報・注意報発表時における教育活動実施基準

(1) 平常時の対策

- ☐ 立地環境と災害予測（各種ハザードマップ等を確認し、予測される災害をマニュアルに明記）
- ☐ 気象情報の収集（静岡地方気象台HP／サイポスレーダー／静岡県地理情報システム等）
- ☐ 防災設備等の確認、必需品の備蓄
- ☐ 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
- ☐ 初動体制の確立
- ☐ 連絡体制の確立（教職員、生徒、保護者、行政・防災関係機関）
- ☐ 避難先、避難経路等の確認
- ☐ 避難訓練の実施

(2) 教育活動の実施基準

静岡県中部南（静岡市南部・焼津市・藤枝市・島田市・吉田町・牧之原市）のいずれかの地域において、気象に関する情報が発表されている場合、次のとおり対応する。

情 報		授 業	登校前に発表	登校後に発表
注意報		平常授業	☐ 安全を確認して登校する ☐ 登校できない場合には、自宅待機とする。（学校へ連絡する）	☐ 気象状況や公共交通機関の運行状況などにより、下校とする場合もある。
警 報	大雨 洪水			
	暴風	授業中止	☐ 午前6時の時点で発表中 → 午前11時まで自宅待機 ☐ 午前11時の時点で解除 → 安全を確認して登校 ☐ 午前11時の時点で発表中 → 1日休校	☐ 通学路および居住地区の安全の確認後、下校とする。 ☐ 帰宅が困難な生徒は、学校で待機する。（保護者と連絡をとる）
特別警報	大雨 暴風			

- ☐ 自宅が静岡県中部南の地域外にあり、居住地区で暴風・特別警報が発表されている場合は自宅待機とする。

(3) 特別警報発表時における対応（平成27年2月27日付教総健第558号）

種 類	対 応	
気象等	県内全域又は学校所在地の市町に特別警報が発表された場合	特別警報が解除され、かつ安全が確認されるまで、原則として教育活動は中止し、児童生徒および教職員の安全確保を徹底する。
	学校所在地以外の県内市町に特別警報が発表された場合	学校が所在する市町に対し、特別警報が発表されていない場合であっても、生徒の居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。

3 気象情報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）

(1) 生徒在校時の対応

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）
☐ テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 ☐ 指示・連絡体制の確認 ☐ 教職員及び生徒への定期的な情報提供開始 ☐ 周辺校や関係機関との情報共有
2 授業中止等の対応の検討・決定
☐ 教職員及び生徒に連絡 （授業を継続する場合は情報収集・提供を継続） ☐ 教育委員会への報告（※1）
3 下校対応
☐ 通学路、交通機関等の状況を把握 （安全が確認できた場合） 注意喚起をした上で、状況が悪化する前に速やかに下校させる （安全が確認できない場合） 留置き、引渡し等の措置の検討、実施 （必要に応じて） 保護者への連絡

(2) 生徒不在時の対応

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）
☐ テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 ☐ 指示・連絡体制の確認 ☐ 必要な教職員の参集（管理職等） ☐ 周辺校や関係機関との情報共有 ☐ 生徒、保護者への連絡方法の確認
2 休校等の対応の決定・連絡
☐ 授業等の実施基準に基づき対応を決定 ☐ 必要に応じて生徒、保護者に連絡 ☐ 教育委員会への報告（※1）

※1 静岡県立学校管理規則第3条第2項

「非常変災その他急迫の事情のため、臨時に授業の一部又は全部を行わない場合は、校長は、ただちにその旨を教育委員会に報告しなければならない。」

4 洪水時の対応（避難確保計画）

(1) 洪水時の活動方針

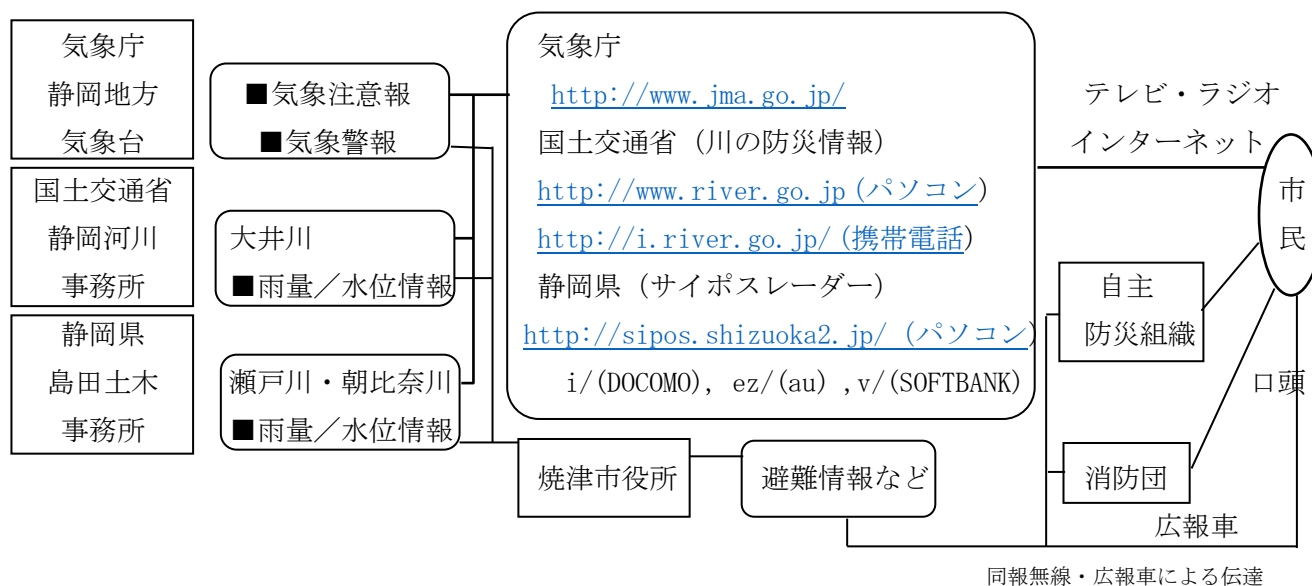
	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	洪水注意情報 瀬戸川氾濫注意情報	情報収集	災害対策本部、情報連絡班 巡視班
警戒体制	避難準備・高齢者等避難 瀬戸川氾濫警戒情報	情報収集、資機材準備、要配慮者の避難誘導、保護者への連絡・引き渡しの開始	災害対策本部、情報連絡班 避難誘導班、搬出班、巡視班
非常体制	避難勧告・避難指示 瀬戸川氾濫危険情報	施設全体の避難誘導、緊急的な避難の実施	災害対策本部、情報連絡班 避難誘導班、搬出班

(2) 自衛水防の組織と任務分担

	役割分担	任務内容
統括管理者	本部長：校長	自衛防水体の各係員に対し、指揮・命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報連絡班	班長：情報・総務課長 班員：情報・総務課員	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導班	班長：総務・図書課長 班員：図書課員、HR担任、授業担当者、PTA地区担当	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

(3) 情報の伝達経路（焼津市）

防災情報は各機関から以下のような経路で伝達される。市民は、ラジオ・テレビ・インターネット等を活用して情報収集を行い、災害に備える。



5 積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応

□積乱雲が発生する兆候を察知したら、気象情報をこまめに確認すること。

□竜巻・雷・局地的大雨の兆候が見られたら、速やかに身の安全を確保すること。

竜巻・雷・局地的大雨発生時の初動対応

危険の察知		竜巻・雷・局地的大雨の兆候 ・黒い雲の接近 ・雷の音 ・冷たい雨
身を守る 指示	雷 局地的大雨	・雨が降る前から避難 「水辺から離れなさい」 ・木の下で雨宿りは危険 「建物や自動車の中に避難しなさい」 ・雷鳴が遠くてもすぐに避難 「木や電柱から離れなさい」
	竜巻	・屋外にいたら屋内に避難（車庫や物置への避難は危険） 「頑丈な建物の中に避難しなさい」「窓や壁から離れなさい」 「物陰で身を伏せなさい」「窓を閉めカーテンを引きなさい」

IV 原子力災害対策

1 原子力災害の基礎知識（原子力災害について）

(1) 原子力災害とは？

… 原子力発電所の事故により、発電所から放射性物質が外にもれてしまうこと

特徴	放射性物質は、放射線を放出しながら雲のようなかたまりとなって風下に広がります。
	放射性物質や放射線は人間の五感で感知することができませんが、放射線測定器を用いることにより検知することができます。
	放射線による被ばくから身を守るためには屋内退避や避難などの防護措置が必要となります。

（「原子力防災のしおり 平成30年10月」（静岡県危機管理部原子力安全対策課）より）

(2) 被ばくとは？ … 放射線を浴びること

外部被ばく	身体の外から被ばくすること ・放射性物質からの放射線 ・地表面に沈着した放射性物質からの放射線
内部被ばく	食べ物や呼吸によって身体の中から被ばくすること ・降雨による放射性物質の沈着（地表面・農作物等） ・放射性物質を含んだ農作物等の摂取 ・大気中放射性物質の吸入

(3) 中部電力（株）浜岡原子力発電所（御前崎市佐倉）の立地からみた原子力災害対策

P A Z	予防的防護措置を準備する区域（発電所から概ね5 km圏内）
	御前崎市／牧之原市の一部
U P Z	緊急時防護措置を準備する区域（発電所から概ね31km圏内）
	本校が該当 牧之原市の一部／菊川市／掛川市／吉田町／袋井市／焼津市／藤枝市の一部／森町の一部／磐田市の一部

(4) 発電所の状況に基づく判断（放射性物質の放出前）

事 例	緊急事態区分	P A Z の防護措置	U P Z の防護措置
県内で 震度6弱以上の地震 が観測された時など	警戒事態 異常事態の発生、または そのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の全交流電源 が喪失した状態が 継続した時など	施設敷地緊急事態 放射線による影響が起 こる可能性があるとき	要配慮者等の避難準備 一般住民に避難準備を行 うよう指示が出ます。	屋内退避の準備を行う よう指示が出ます。
原子炉を冷却する 全ての機能を喪失 した時など	全面緊急事態 放射線による影響が起 こる可能性が高いとき	全住民の避難、安定ヨウ 素剤の服用の指示が出ま す。	屋内退避の実施や 避難・一時移転の準備を 行うよう指示が出ます。

(5) 空間放射線量率に基づいた防護措置に関する指示

（以下数字は放射線モニタリングの値）

- ・ 500μSv/h超過…数時間以内を目途に区域を特定し、速やかに（1日以内を目安）**避難**するよう指示
- ・ 20μSv/h超過 … 1週間程度内に移転する**一時移転**の指示
- ・ 5 μSv/h超過 … 飲食物を検査する区域を決め、**検査結果**によっては摂取制限が行われる。

(6) 原子力発電所で緊急事態が発生したときすべきこと

□慌てて行動せず、次の情報がでるまで屋内で退避しましょう。

□うわさやデマに惑わされないようにしましょう。

・県や市町からの正しい情報にしたがって行動しましょう。おかしいと思ったら、複数の公共放送で確認してください。

□電話の使用は極力控えましょう。

・安否情報の確認などは、「災害時伝言ダイヤル171」などを利用しましょう。

□おとなりさん・ご近所さんとの情報の確認をしましょう。

・お年よりや体の不自由な方には、特に声をかけましょう。

(7) 屋内退避の指示が出されたときとるべき行動

□すみやかに屋内に入りましょう。(コンクリートなどの機密性の高い建物はより効果的です)

□ペットも屋内に入れましょう。

□換気扇やエアコンなどを止め、外気の入り口も閉じましょう。

□外から帰ってきた人は、顔や手を洗い、衣類を着替えましょう。

(着替えた衣類はビニール袋等に入れて保管します)

□食品にはフタやラップをしましょう。

□広報車、防災行政無線、ラジオ、テレビなどで新しく正確な情報を待ちましょう。

(8) 学校の場合

□教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。

□避難等に備え、マスク配布の準備をする。

□長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。

□自治体等からの指示に迅速に対応できるよう、身支度を整えさせる。

□今後の動きや留意点を生徒に説明する。

(保護者への引渡し・避難・家族との合流、防護対策等)

□一斉メール等を活用し、学校の対応(屋内退避)等について保護者に連絡する。

2 浜岡地域原子力災害広域避難計画(避難元市町ごとの避難先)

避難先1: 原子力災害が単独で発生した場合等

避難先2: 大規模地震との複合災害などで避難先1に避難できない場合

<近隣市町のみ抜粋>

	避難先1	避難先2(協議している市町村)
島田市	静岡県(静岡市/川根本町/富士市/沼津市/長泉町/清水町/函南町/伊豆の国市/伊豆市/下田市/東伊豆市/河津町/松崎町/西伊豆町/南伊豆町)	東京都(特別区、市町村(島しょ部を除く))
藤枝市	神奈川県(全33市町村)	埼玉県(全63市町村)
焼津市	静岡県(三島市/裾野市/御殿場市/小山町/熱海市/伊東市)	
吉田町	静岡県(静岡市/富士宮市)	群馬県(前橋市/伊勢崎市/太田市/桐生市/みどり市)

3 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応

※ 本校は浜岡原子力発電所から31km圏内に位置するため、原子力災害対策重点区域（U P Z）圏内に該当する。

状況	緊急事態区分と対応（U P Z 圏内）		
	警戒事態 異常事態の発生、または そのおそれがあるとき	施設敷地緊急事態 （屋内退避準備） 放射線による影響が 起こる可能性があるとき	全面緊急事態 （屋内避難） 放射線による影響が起こる 可能性が高いとき
在宅時	☐ 自宅で待機する。学校再開などの連絡は、本校ホームページや緊急メール「きずなネット」などで行う。 ☐ 自治体からの指示に従って行動する。 ☐ 今後の情報収集に努める。		
	☐ 自宅で待機するなどして、全面緊急事態（屋内避難）に備える。		☐ 自宅などの屋内に避難し、できる限り外気に触れないよう、窓・ドア・換気口をすべて閉める。
登下校	☐ 直ちに帰宅して、全面緊急事態（屋内避難）に備える。 ☐ 帰宅が困難なときは、本校に登校する。（自宅が遠方など）		☐ 口と鼻をハンカチ等で覆い、通学路の近くにあるなるべく密閉性の高い屋内に避難する。 ☐ 保護者と連絡を取るよう努める。
在校時	☐ ただちに教育活動は中止とする。 ☐ 学校の対応を保護者に連絡する。 ☐ 学校の対応を教育委員会に連絡する。		
	☐ 下校又は引渡しをする。 ☐ 帰宅が困難な生徒は、本校で待機する。（保護者と連絡を取る）	☐ 屋内退避準備 ☐ 下校又は屋内での引渡し ☐ 帰宅が困難な生徒は、本校屋内で待機する。（保護者と連絡を取る）	☐ 屋内に退避 ☐ 屋内での引渡し ☐ 帰宅が困難な生徒は、本校屋内で待機する。（保護者と連絡を取る）

※ 自宅が浜岡原子力発電所から概ね 5 km 圏内（御前崎市、牧之原市の一部）に位置する生徒への対応

☐ 事態の進展によって避難等が実施される。その際、当該地域から通学する生徒が保護者と一緒に行動できるよう、警戒事態から下校及び引渡しがなされるよう努める。（ただし、自宅には戻らない）

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
在宅時	☐ 他地域への避難準備		☐ 他地域への避難及び安定ヨウ素剤の服用
在校時	☐ 下校又は引渡し	☐ 引き渡し	

自治体から避難指示がでるまでは、可能な限り「引渡し」を継続する。

V 国民保護対策

1 国民保護対策の基礎知識

(1) 国民保護

万が一、日本国に対する外部からの武力攻撃があったときに、国民の生命、身体及び財産を保護する。

(2) 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）

緊急地震速報や津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝えるシステム。

2 ミサイル発射後に出されるＪアラート警報時の対応

(1) 具体的対応：生徒への対応

ア Ｊアラートによる緊急情報「ミサイル発射」の情報が発信されたとき

状況	対 応
在宅時	☐ 密閉性のある地下や建物の中に避難する。建物内では窓や換気口を閉め、窓から離れる。 ☐ 自宅で待機する。（「ミサイル通過＝影響がない場合」の情報が発信された時点で登校する） ☐ 今後の情報収集に努める。 ☐ 自治体からの指示があった場合は、その指示に従って行動する。
登下校	☐ できる限り密閉性のある地下や建物の中に避難する。建物内では窓や換気口を閉め、窓から離れる。 ☐ 近くに建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部等を守る。 ☐ 電車やバスに乗車中の場合は、事業者の指示に従う。 ☐ 今後の情報収集に努める。
在校時	☐ 建物の中に避難する。建物内では窓や換気口を閉め、窓から離れる。 ☐ 教育活動は中止とする。 ☐ 学校で待機する。（「ミサイル通過＝影響がない場合」の情報が発信されるまで）

※ 登校時間中に緊急情報が発信され、避難行動等の対応により生徒が登校に遅れた場合は遅刻としない。

イ Ｊアラートによる緊急情報「ミサイル通過＝影響がない場合」の情報が発信されたとき

状況	対 応
全時間帯	☐ 通常通り登下校する。 ☐ 教育活動を再開する。 ☐ 落下物を発見した場合、決して近寄らない。直ちに警察や消防へ情報を連絡する。

ウ Ｊアラートによる緊急情報「ミサイル落下＝影響がある場合」の情報が発信されたとき

状況	対 応
全時間帯	☐ 身の安全を最優先にした行動を取る。 ☐ できる限り密閉性のある地下や建物の中に避難する。建物内では窓や換気口を閉め、窓から離れる。 ☐ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上に避難する。 ☐ 自治体からの指示があった場合は、その指示に従って行動する。

(2) 具体的対応：教職員の行動

ア Jアラートによる緊急情報「ミサイル発射」の情報が発信されたとき

始 業 前	☐ 生徒に対し、避難や自宅待機を指示する。 ☐ 休校、短縮授業の措置を取る場合はその旨連絡するとともに教育委員会に報告する。 ☐ 避難行動 ・出勤前の場合は、自宅待機する。 ・出勤途上の場合は、近くの建物や地下に避難するか、近くに建物等がない場合は地面に伏せ頭部等を守る。 ・出勤後の場合は、校内にいる生徒へ避難を指示するとともに自らも避難する。 ☐ テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集をする。
在 校 中	☐ 授業を中止し、生徒に避難行動を指示する。 ・屋外にいる場合は、校舎等の建物内に生徒を避難 ・屋内にいる場合は、室内を密閉し、できる限り窓から離れる ☐ テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集をする。
放 課 後	☐ 校内に生徒がいる場合は、屋内避難させる。 ☐ 部活動等を行っている場合は中止させる。 ☐ テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集をする。

イ Jアラートによる緊急情報「ミサイル通過＝影響がない場合」の情報が発信されたとき

始 業 前	☐ 生徒に対し、避難や自宅待機の解除を通知する。 ☐ 避難行動をやめ、出勤する。 ☐ 引き続き、情報収集をする。
在 校 中	☐ 避難行動をやめるよう生徒に指示し、授業を再開する。 ☐ 引き続き、情報収集をする。
放 課 後	☐ 避難行動をやめるよう生徒に指示をする。 ☐ 部活動等の再開の判断をし、生徒に伝達する。 ☐ 引き続き、情報収集をする。

ウ Jアラートによる緊急情報「ミサイル落下＝影響がある場合」の情報が発信されたとき

全 時 間 帯	☐ 生徒の安全を最優先し、避難指示をするとともに自らも避難行動をとる。 ☐ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い屋内または風上へ避難。 ☐ 引き続き、情報収集をする。 ☐ 自治体から指示があった場合は、指示に従って行動をする。 ☐ 保護者・生徒に対し、学校再開などの連絡を行う。
------------------	--

ミサイルが発射された場合の行動ポイント

- ・ミサイル着弾時に爆風や破片等による被害を避けるための避難行動をとること

ミサイルが通過した場合の行動ポイント

- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なるため、避難行動を続けながら情報を収集すること

VI その他

1 大規模停電発生時における学校の対応

(1) 事前の対応

- ☐ 気象情報の収集（静岡地方気象台HP／サイポスレコーダー／静岡県地理情報システム 等）
- ☐ 防災設備等の確認、必需品の備蓄
- ☐ 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
- ☐ 連絡体制の確立（教職員、生徒、保護者、行政・防災関係機関）

(2) 大規模停電発生時における教育活動の実施基準

状 況		基 準
大規模停電	☐ 信号機の消灯など、通学時の安全が確保できない ☐ トイレ等の生活用水が確保できない ☐ 十分な照度が確保できない等、授業実施に支障がある	原則として休校

(3) 大規模停電発生時の対応

実施項目	実施者
☐ 施設の安全点検 ☐ 通学路等の安全確保 ☐ トイレ等の生活用水の確認 ☐ 授業実施等の判断 ☐ 生徒・保護者・教職員への連絡 ☐ 非常電源の確保	☐ 応急対策要員

2 生徒の引渡し及び待機

(1) 引渡しのルール

状 況		基 準
学校を含む地域の震度	震度 4 以下	☐ 状況に応じて下校…小地区班ごと集団下校 ☐ 交通機関に混乱が生じている場合や、通学路の安全が確認できない場合は学校で待機させる。
	震度 5 弱以上	☐ 原則として、安全が確認できるまでは学校で待機させる。 ☐ 安全が確認されたら、保護者への引渡し・集団下校等、地震の規模や被災状況に応じて適切な判断する。

(2) 引渡しにおける留意事項

- ☐ 保護者への引渡しが困難になることも踏まえ、祖父母や親戚等も含め、複数の引受人を把握しておく。
- ☐ 安全確保上の配慮から、小地区班での集団下校を実施する。
- ☐ 生徒の下校後の状況把握に努める（避難先、家族や自宅の被害等）。
- ☐ 保護者に引き渡した後においても、安全に帰宅できることが確認されるまでは保護者とともに学校に留め置くなどの対応も必要である。

(3) 引渡し手順

	災害対策本部	生徒・保護者対応班
事前	①引渡し場所（生徒等待機場所）決定 ②保護者を誘導・引渡し方法説明	①引渡しカード準備 ②生徒を待機場所へ移動
引渡し		③引渡しカードの照合 ④引渡し後の連絡先の確認 ⑤引渡し状況の報告
事後	③引渡し状況の集約 ④引渡しが完了していない生徒の保護 【学校待機の留意点】 ☐ 長時間の待機又は宿泊施設の確保 ☐ 食料・寝具の確保 ☐ 生徒の身体的・精神的ケア	⑥引渡しが完了していない生徒の保護

(4) 避難場所調査票（緊急引渡しカードを兼ねる）

※入学年次に記入・提出する。保管は職員室内教務課鉄庫とする。

避難場所調査票

		地区		地区名	
HRNO	1 年		2 年		3 年
ふりがな			保 護 者 名		生 年 月 日
氏 名					平成 年 月 日生
現 住 所				電 話	
緊急連絡先	1	氏名	(続柄)	電話	(携 帯)
					(勤務先)
	2	氏名	(続柄)	電話	(携 帯)
					(勤務先)
緊急時生徒 引き取り者	1	氏名	(続柄)	電 話	(携 帯)
					(勤務先)
	2	氏名	(続柄)	電 話	(携 帯)
					(勤務先)

◇ 一次避難場所（緊急避難場所）

一次避難場所名	
---------	--

※ 一次避難所は、地域によって学校や公民館のように宿泊施設を伴う場所であったり、公園のように宿泊施設を伴わない場所であったりします。

◇ 二次避難場所（長期避難場所）

二次避難場所名	
---------	--

※ 二次避難所は、地震によって家が倒壊したり消失したりした場合の長期的な(1週間以上)避難場所です。なお、一次避難場所にそのまま生活する場合は「同上」と記入してください。

3 火災対策（別冊① 静岡県立焼津中央高等学校消防計画 抜粋）

(1) 予防管理対策

ア 予防管理組織等

- ☐ 予防管理組織の設置（防火担当責任者及び火元責任者の設定）
- ☐ 自主検査・点検の実施
- ☐ 消防用設備等の点検及び整備
- ☐ 防火防災教育

イ 学校消防活動

- ☐ 火気等の使用制限
- ☐ 火災予防上の遵守事項の徹底
 - ・火気使用器具は指定された場所以外で使用しないこと
 - ・火気使用器具は使用前必ず点検し、安全を確かめて使用すること。
また、使用後は必ず安全措置を講ずること。
 - ・火気使用器具の周囲は、常に整理整頓し、可燃物等を置かないこと。
 - ・火気使用器具を使用する場合は、消火用水又は消火器を用意すること。

(2) 自衛消防活動対策

ア 通報・連絡

- ☐ 火災を発見した者は、職員室に連絡するとともに、消防機関「119」に通報する。

イ 消火活動

- ☐ 初期消火係員は、火災発生の連絡と同時に発生場所に急行し、屋内消火栓及び消火器等を使用し、延焼拡大防止を主眼とした消火活動を行う。

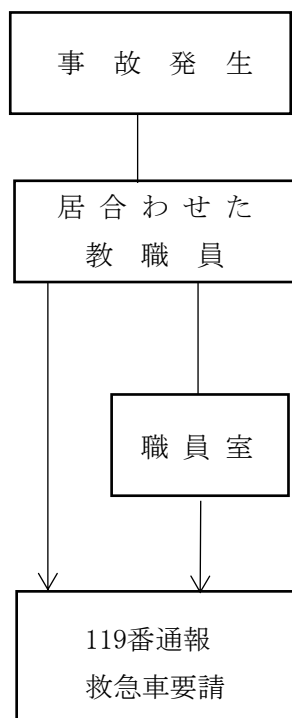
ウ 避難誘導

- 授業中に出火の場合
 - ☐ 授業を中止し、放送で避難するよう指示する。
 - ☐ 避難及び避難経路は原則として次のとおりとする。
 - ・校舎内から火災が発生した場合は、全生徒をグラウンドに避難させる。
 - ・火災発生場所より上層階の学級は、火災発生場所の反対側から避難させる。
 - ・ハンカチ等を口当て、煙を吸わないように指示する。
 - ・避難は、無言、迅速、静粛を励行させる。
 - ・校舎外では、早足で行動し、集合位置に整列させ人員点呼を行うとともに、学校消防本部に報告する。
- 休憩中又は始業前に出火の場合
 - ☐ 放送により、生徒をグラウンドに避難させる。
 - ☐ 学級担任は、担当の教室に直行し、混乱を防止するとともに、避難誘導を指示する。
なお、近隣に指導者がいないときは、包括して指示する。
 - ☐ その他のことは、授業中の場合に準じて行う。
- 清掃中、集会中又は放課後に出火の場合
 - ☐ 生徒は、指導者の指示により避難する。
 - ☐ その他のことは、授業中の場合に準じて行う。

4 校内事故対策

(1) 事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制

校内で事故が起こった場合の対応【キーワード】



迅速かつ冷静な対応 全教職員の協力と組織的対応
正確な情報収集と共有 誠意ある対応
関係機関との連携

- ☐ 負傷の程度の確認→ 場合により直接救急車要請
- ☐ 現場に誰かいれば職員室への連絡依頼
(場合により救急車の要請を依頼)

- 養護教諭・保健課長 ☐ 応急処置にあたる
- 副校長・教頭 ☐ 校長へ報告する
- 校長 ☐ 情報を収集し現場で指示を出すとともに教育委員会へ
第一報を入れ、指示を仰ぐ
- 担任 ☐ 保護者へ連絡する

ア 病院への搬送

- (ア) 救急車要請の際は、「救急要請であること」「事故の状況」「学校の住所・学校名」「生徒の氏名、事故の発生場所・時間、症状等」をできるだけはっきり説明する。
- (イ) 救急車には必ず教員が同乗する。
- (ウ) 比較的軽傷で、救急車を要請しない場合は、病院へタクシーで引率する（管理職と相談）。

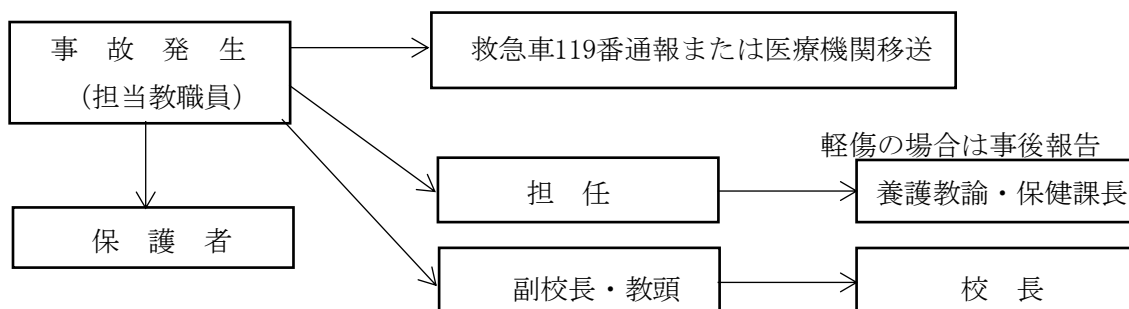
イ 情報収集

- (ア) 周囲にいた生徒から事故発生時の状況等をできるだけ収集するとともに、これらの状況・その後の対応等事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録する。
- (イ) 収集した情報は一元化し、職員でその情報の共有化を図る。

ウ 関係機関等への連絡

- (ア) 校長（副校長）から教育委員会に第一報を入れ、指示を仰ぐ。
- (イ) 必要に応じて校長（副校長）から警察に連絡する。事故の概要等を説明し、事故後の調査、検証のための注意事項等の指示を受ける。

校外（含勤務時間外）で事故が起こった場合の対応

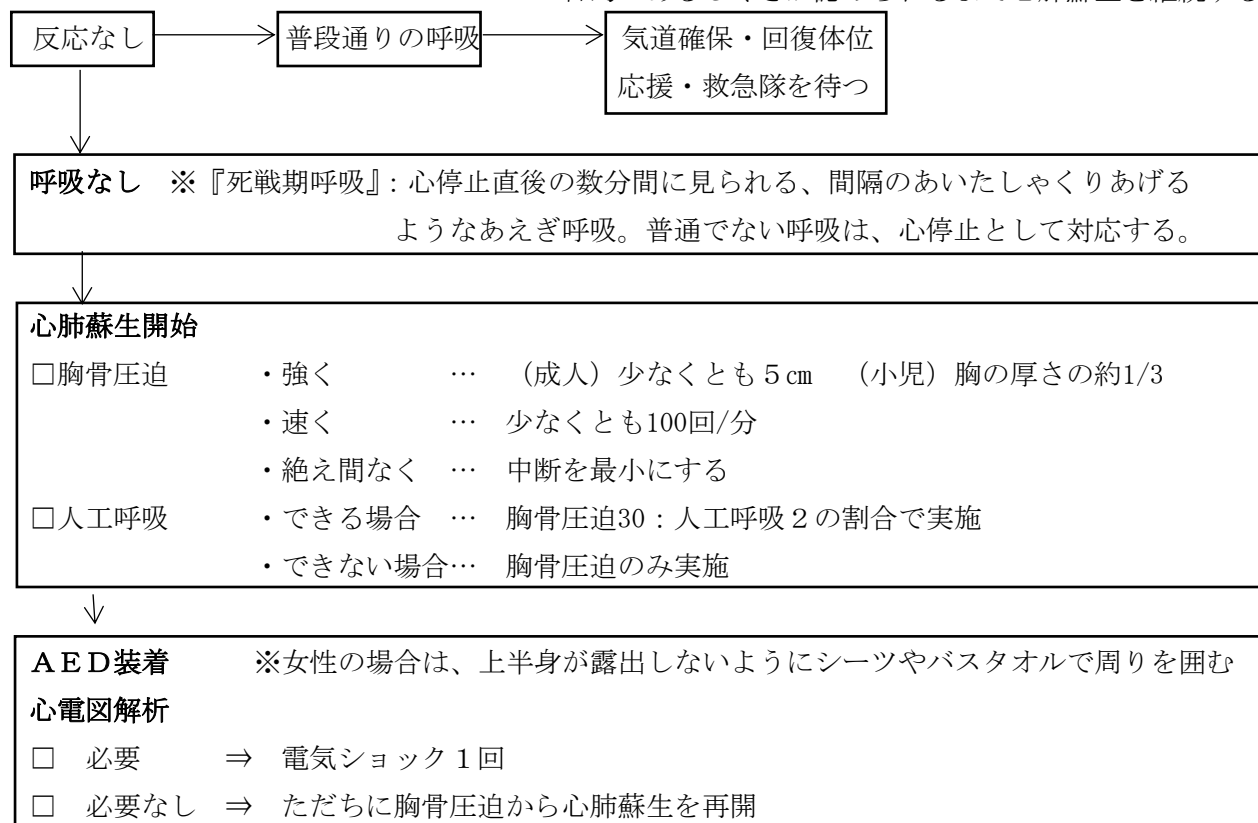


(2) 一次救命処置の手順と留意点

1次救命処置について（心肺蘇生）

【ポイント】 救急隊に引き継ぐまで、または傷病者に呼吸や

目的のあるしぐさが認められるまで心肺蘇生を継続する



<留意点>

- ・意識や呼吸の有無がわからないときは、ない場合と同じ対応をとること
- ・突然の心停止後には「死戦期呼吸」（上記表中※参照）がみられる場合があること
- ・119番通報の電話口で指示・指導が受けられるので、必要な場合は電話を切らずに指示を仰ぐこと
- ・新型コロナウイルスなどの感染症への対応のために配慮が必要なこと
- ・AEDの「小児用電極パッド」や「小児用」切り替えスイッチは、未就学児以下の子どもが対象であるため、小学生以上は成人用を用いること

5 交通事故対策

（負傷の状態が軽微な場合に限る）

(1) 登下校中の交通事故
☐ ケガの状態を確認 ☐ 警察・学校・家庭に連絡を入れる（原因説明は警察の現場検証等に委ねる） ☐ 相手の氏名・連絡先を聞く（自分の氏名を伝える）
(2) 休業日の交通事故
☐ ケガの状態を確認 ☐ 警察・家庭に連絡を入れる（原因説明は警察の現場検証等に委ねる） ☐ 相手の氏名・連絡先を聞く（自分の氏名を伝える） ☐ 休業明けに学校に報告する

6 不審者対策

(1) 校内侵入への対応



(2) 来校者の管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- ☐ 事務室受付にて、一般来校者や保護者には来校者受付票に記入を求める。
- ☐ 一般来校者には、来校者許可書を1人1枚配布し、見える位置につけるよう求める。
- ☐ 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には訪問許可書を確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。

【 来校者許可書 】

訪問許可書
許可日 . .
 焼津中央高校

【 来校受付簿 】

来 校 受 付 簿						
月	日	所属名	氏名	用件 ※いずれかに○印・記入	入室時間	退室時間
				進路・商用・納品・修繕・点検 ・その他（ ）	:	:
				進路・商用・納品・修繕・点検 ・その他（ ）	:	:

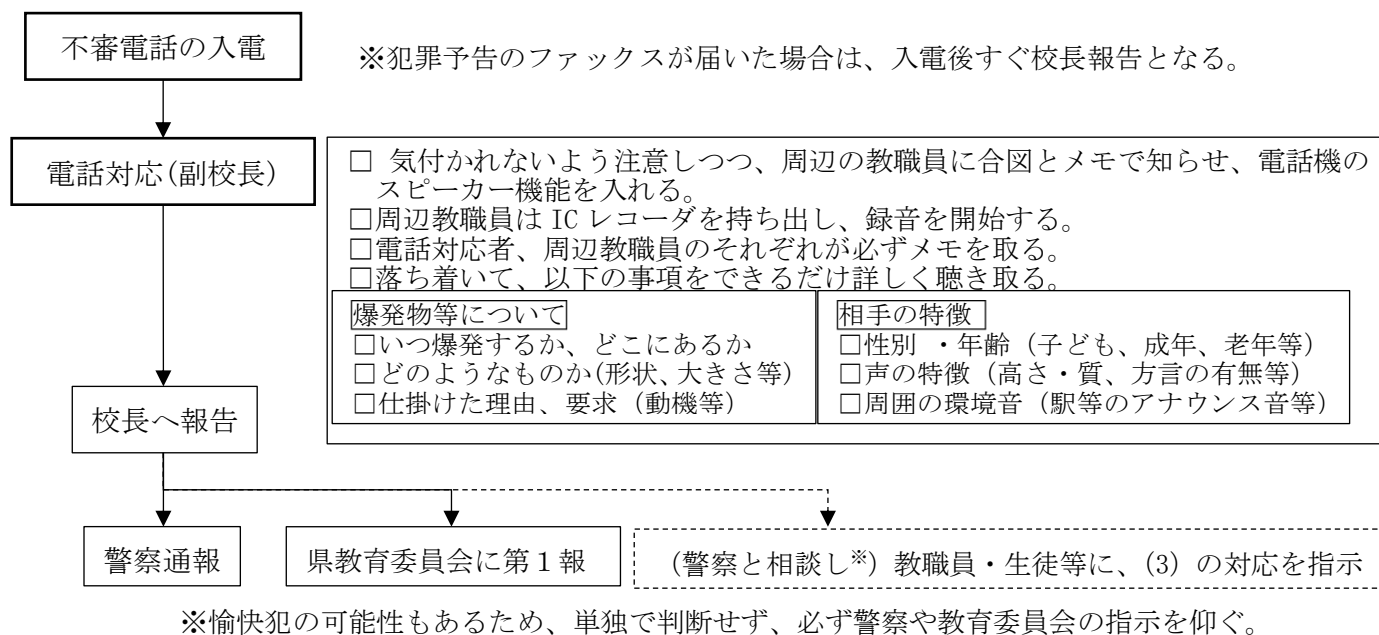
(3) 生徒の登下校中における対応

登下校中に不審者に遭遇した場合（状況に応じて）

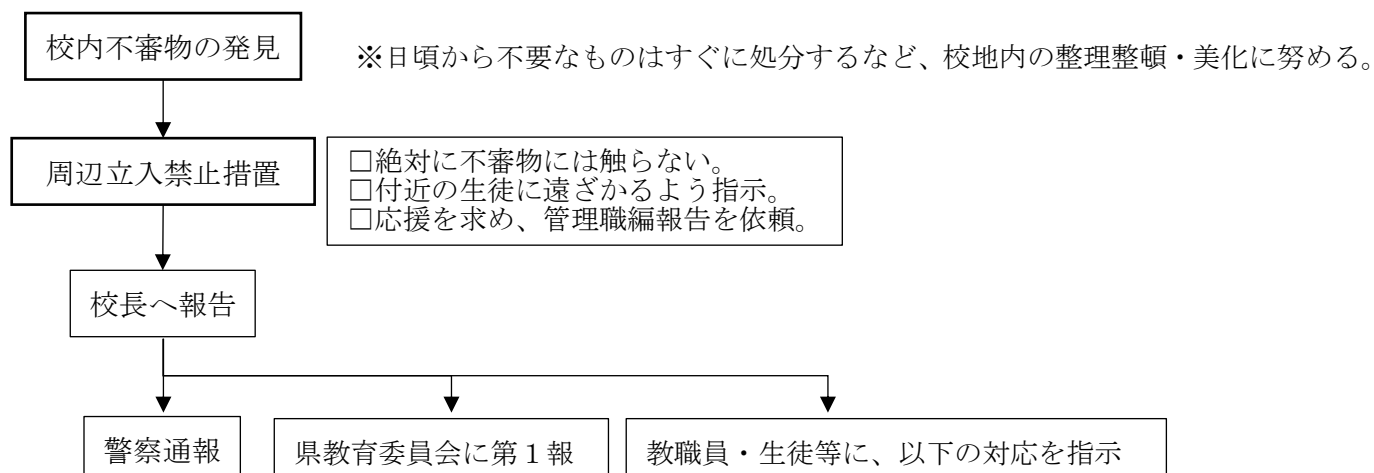
- ☐ 大声を出す
- ☐ 助けを求める・近隣の家へ逃げ込む（110番通報をする）
- ☐ 警察に連絡し、場所・状況・不審者の特徴等報告する
- ☐ 学校に報告する
- ☐ 家庭に連絡する（場合によっては保護者に迎えに来てもらう）

7 学校への犯罪予告への対応

(1) 犯罪予告への対応



(2) 校内での不審物への対応



(3) 生徒・教職員の対応及び事後対応

ア 生徒・教職員の対応

	登校前生徒	登校後生徒
生徒	自宅待機(一斉配信メール)	速やかに下校
教職員	自宅待機・出勤後はグラウンドに集合	生徒下校対応後帰宅

留意点：教職員による不審物の搜索や点検等は実施しない。

イ 事後対応

☐ 生徒及び教職員の安否確認 ☐ 保護者への連絡	☐ 生徒及び教職員の心のケア ☐ 報道機関対応(場合によって)
---	--

8 情報事故対策

状 況	対 策 ・ 対 応
平常時	<情報資産および装置の持ち出し> ☐ 原則、情報資産又は端末等の装置を持ち出さない ☐ 業務上外部に持ち出す必要がある場合は、管理職の許可を得る ☐ 許可を得て持ち出す場合は、次の管理策を実施する ・ 車、電車、ホテル等での盗難対策 ・ 公共の場所への放置の禁止 ・ データ保護のための適切なバックアップとその保管 ・ 不必要な情報の持ち出し禁止 ☐ 紛失しやすいUSBメモリー（小さな形状、大量データ保存が可能）には特に注意 <ユーザーID、パスワード管理> ☐ 他に知られないように管理 ☐ 漏洩が疑われる場合、ただちに管理者に報告し、パスワードを変更する ☐ 個人に対して付与されたユーザーIDを共有しない ☐ パスワードは定期的に変更する <盗難対策> ☐ 端末の適正管理（ワイヤー・施錠可能な保管庫による） <端末シャットダウンの徹底> ☐ 帰宅の際は、必ず端末の電源を落とすことを徹底する ☐ 長時間の離席の際は、端末をログオフまたはパスワード付の適切なロック機能で保護
発生時	<ウイルス感染> ☐ パソコン特定、ネットワークからの切り離し、ウイルス特定・駆除、OS再インストール <不正アクセス> ☐ ネットワークからの切り離しと停止、不正アクセスされた情報の確認 <情報漏洩> ☐ 共有サーバーのID停止、アクセス制限の実施、漏洩された情報の確認 <紛失・盗難> ☐ 紛失物の捜索、回収、警察への届け出 ☐ 流出したアカウントの停止、パスワード変更

9 熱中症対策

(1) 暑さ指数を用いた活動判断

校長は、生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安 (注2)	日常生活における注意事項 (注2)	熱中症予防運動指針 (注1)	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	全ての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合※以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。 ※ ①医師、看護師、熱中症の対応について知識があり一次救命措置が実施できる者のいずれかを常駐させ、救護所の設置、及び救急搬送体制の対策を講じた場合、②涼しい屋内で運動する場合等のこと	・活動一旦休止 ・涼しい場所への回避 ・活動の中止検討
28～31℃ (注3)	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒（激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り、水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人（注4）は運動を軽減または中止。	・活動時間短縮検討 ・10～20分おきに休憩し水分補給を行う
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は、定期的に十分に休息を取り入れる。	警戒（積極的に休憩） 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り、適宜水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	・30分おきに休憩し水分補給を行う
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性		注意（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	・運動の合間に必ず水分補給を行う
21℃以下	18℃以下	24℃以下			ほぼ安全（適宜水分補給） 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどでは、この条件でも熱中症が発生するので注意。	全レベル共通 ・生徒の健康状態把握 ・活動場所の環境状態を把握

（注1）公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。

同指針補足 *乾球温度（気温）を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

*熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は、平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や運動特性に配慮する。

（注2）日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver. 3」（2013）より。

（注3）28～31℃は、28℃以上31℃未満を示す。以下同様。

（注4）暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

下記ウェブサイトの情報を基に作成

(1) 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

(2) 予防対策のポイント

☐	活動前の生徒の健康観察
☐	「熱中症指標計」による環境のチェック ①固定型 体育館 2 階（東側壁面） 仮設校舎管理棟 2 階 - 仮設校舎教室等 1 階（3 A 教室前） 2 階（4 A 教室前） - B 棟生物室外側（モニターは事務室内） ②外活動部活動には携帯用（体育館 2 階、体育準備室内） 指標を参考に、水分補給または休憩のとり方、練習時間の短縮等を検討する
☐	水分・塩分補給の指導
☐	体調不良者が出た場合の迅速対応 ・熱中症用保水液は体育準備室冷蔵庫に保管

暑さ指数（WBGT）の数値については、「熱中症予防サイト」（環境省）を活用して、実況値・予測値を確認するものとする。→環境省 『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp/>

(3) 熱中症予防の留意点

校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

環境の留意点	☐ 直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ☐ 急激な暑さ：梅雨明けなど急に暑くなった時には注意する。
主体別の留意点	☐ 体力、体格の個人差：肥満傾向の人、体力の弱い人には注意する。 ☐ 健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。 ☐ 暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 ☐ 衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性の良い素材とし、直射日光は防止で防ぐ。
運動中の留意点	☐ 運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが熱中症の原因になることに注意する。 ☐ 水分補給：0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ☐ 休憩の取り方：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。

(4) 生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、生徒に対し以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努める。

☐	暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときにはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど熱中症防止のための対応をとること。
☐	暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて、自らの体調を確認すること。
☐	気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

(5) 対応について

①意識があり、1人で歩ける場合
☐ 授業担当者（居合わせた職員）は顔色・体調を観察後、保健室へ行くよう指示 （顔面蒼白の場合、保健委員や他の生徒を介助につける）
②意識がない。または1人で歩けない場合
☐ 授業担当者（居合わせた職員）は、生徒に下記の指示を出し、体調不良者の様子を観察・対応
授業担当者 担任・養護教諭に連絡 ↓ クラス保健委員 (居合わせた生徒) 職員室の男性職員要請(担架要員) (土曜補講や模試の場合は状況に応じて対応)
☐ 教室からの運搬 ・担架（各階に設置）を使用。基本的に4人で運搬する。 ・階段は、患者の足側から下りる

(6) 養護教諭不在時の対応

- ☐ 担任・副担任が対応（保健課長に連絡）
- ☐ 上記以外の教員が対応した場合は、必ず担任に報告する
- ☐ 保健室で休養させる場合は、生徒を1人にしない（様態が急変するおそれがある）
- ☐ その場に居合わせた職員の対応

①意識がない ⇒ 管理職に連絡の上、救急車要請
☐ 呼びかけに対して反応がない ☐ 全身けいれん ☐ 心肺停止 ⇒ すみやかにAEDによる心肺蘇生
②意識がある ⇒ 担任に連絡し、経過観察（生徒を1人にしない）
☐ 呼びかけに反応する（うなづく、手を握り返すなど） ☐ 脳貧血による顔面蒼白 ⇒ 衣服を緩め、寝かせ足を床面より上げる ☐ 過呼吸・過呼吸による筋肉硬直 ⇒ 周りの生徒から離し、『呼吸法』で対応
呼吸法…吐く（長く吐き切る）→ 吸う → 吐く の呼吸を 指示しながら繰り返し行わせる

10 食物アレルギー・アナフィラキシー対策

(1) アレルギー疾患の基礎知識

ア 種類（※は学校生活管理指導表で管理するもの）

- ・じんましん ・アレルギー性鼻炎 ・アレルギー性結膜炎 ・アトピー性皮膚炎
- ※気管支喘息 ※食物アレルギー

イ 症状

①皮膚
かゆみ むくみ じんましん 赤くなる
②消化器
腹痛 気持ちが悪い 吐く 下痢
③呼吸器
喉が締め付けられる感じ 声のかすれ 犬が吠えるような咳 せき込み ぜーぜー 呼吸困難
④粘膜
＜眼＞白目が赤くなる プヨプヨになる かゆみ 涙が止まらない 瞼の腫れ
＜鼻＞くしゃみ 鼻汁 鼻のつまり
＜口や喉＞口の中や喉の違和感や腫れ 喉のかゆみ イガイガ感

ウ アナフィラキシーとは

皮膚・粘膜・消化器・呼吸器の様々な症状が複数出現し、症状がどんどん進行してくる状態。上記の症状から進行してアナフィラキシーショックを起こしたら、緊急の対応が必要。

- ・ぐったりしている ・呼びかけに反応できない ・顔色が悪い
- ・意識がもうろうとしている ・失禁 ・血圧低下

(2) 学校全体の組織的な取組

校長を責任者として、校内の生徒のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故防止、緊急時の対応について協議し情報を共有する。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。

※アレルギー疾患の対応では、学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠である。

校 長	対応の総括責任者
副校長・教頭	校長補佐、指示伝達、外部対応 ※校長不在時には代行
教務主任	副校長・教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止
保健主事	教務主任・養護教諭等の補佐
関係学級担任・副担任・学年主任	保護者連携、事故防止

(3) 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

校長等	*校内の食物アレルギー対応全ての最高責任者であり、県教育委員会等の方針の趣旨を理解し、教職員に指導する。 *個別面談を実施する。 *関係教職員と協議し、対応を決定する。
全教職員	*食物アレルギーを有する生徒の実態や個別の取組プランの情報を共有する。 *緊急措置法等について共通理解を図る。 *学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する生徒のアレルギー内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
学級担任	*食物アレルギーを有する生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置法等について把握する。 *マニュアルに定められたものと一緒に個別面談を行う。 *他の生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養護教諭	*食物アレルギーを有する生徒の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置法等（応急処置の方法や連絡の際の確認等）を立案する。 *マニュアルに定められたものと一緒に個別面談を行う。 *食物アレルギーを有する生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 *主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）を基に
作成

(4) 食物アレルギー対応実践までのながれ

学校入学を契機として、下にある流れで食物アレルギー対応を進める。基本的には、新入生オリエンテーションや入学式当日の保護者説明会などの機会が出発点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

<実施項目>

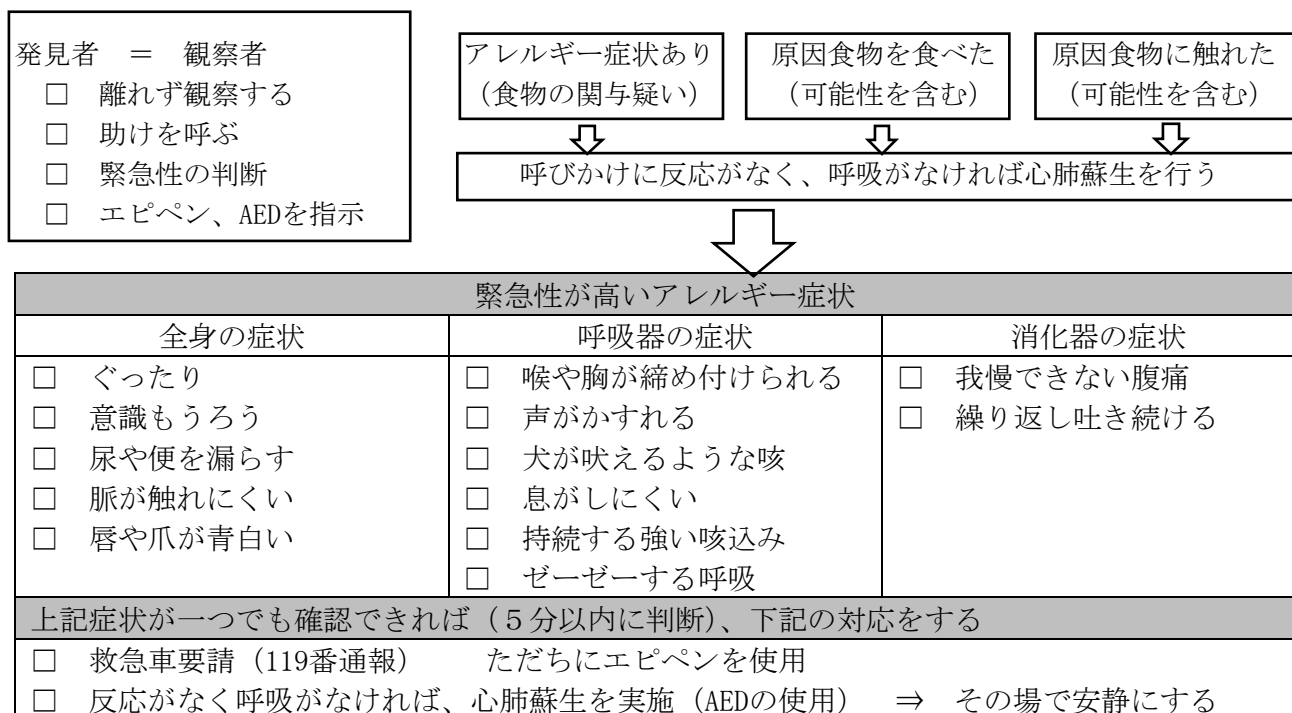
配慮・管理の必要な生徒の把握 ⇒ 対象生徒の保護者への「管理指導表」配付・回収
⇒「管理指導表」に基づく校内での取組検討・準備 ⇒ 保護者面談 ⇒ 教職員の共通理解

(5) 当事者以外の生徒に対する説明

アレルギー疾患の生徒への取組を進めるに当たっては、他の生徒からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の生徒に対してどのような説明をするかは、他の生徒の状況などを総合的に判断し、当事者である生徒及び保護者の意向も踏まえて決定する。

また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

(6) 緊急時対応



<生徒情報共有のために>

- ①年度初めに保健課が作成した「生徒既往症一覧」「配慮が必要な生徒一覧」を全職員で確認する機会を設ける。必要な生徒に関しては、養護教諭や担任から詳しく説明をする。
- ②エピペン所持生徒の情報を共有する。あわせて、エピペンの使用について講習会を開く。

11 校外活動における危機未然防止対策

(1) 事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、生徒の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

ア 校外活動全般

- ☐ 校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。
- ☐ （可能な場合）事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。
- ☐ 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。
- ☐ 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。
- ☐ 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。
- ☐ 緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。
- ☐ 一人で避難できない生徒への対応について検討する。

イ 宿泊を伴う活動・食に関係する活動※（食物アレルギー対応）

- ☐ 食物アレルギーをもつ生徒についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。
- ☐ エピペン等持参薬の管理方法について確認する（教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討）。
- ☐ 工場見学や体験学習など、食に関係する活動があれば、その内容を十分検討する。
- ☐ 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。
- ☐ 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。
- ☐ 万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。
 - エピペン等持参薬の使用法の再確認
 - 搬送可能な医療機関の事前調査
 - 円滑な治療を受けるため、（必要に応じて）主治医からの紹介状を用意

※注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックや小麦粉粘土を使った活動、豆まき、植物の栽培、アレルギーとなる食品の清掃 等

(2) 校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加を検討する。

- ☐ 緊急連絡体制表
- ☐ 生徒名簿（緊急連絡先を含む）※
- ☐ 訪問先の地図等（避難経路・避難場所）
- ☐ 緊急搬送先医療機関の情報
- ☐ 携帯用救急セット
- ☐ 携帯電話・スマートフォン
- ☐ モバイルバッテリー
- ☐ 携帯ラジオ端末
- ☐ 笛（危険を知らせるため）

※ 生徒名簿や緊急連絡先については、紙媒体による携行は避け、クラウド上へ保存したデータなどによるものとし、個人情報の流出防止を図る。

(3) 校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- ☐ 現地に到着直後に、引率職員間（必要に応じて生徒も含む）で、緊急時の対処方法を確認する。
- ☐ 校外活動開始時に、生徒に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - 引率教職員の指示をよく聞くこと
 - 一人で行動しないこと
 - 集団を離れる場合は引率教職員に断ること
- ☐ 学校側では、職員室西側出欠ホワイトボード（掲示場所）に、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する

3 章 学校再開について

1 教育活動の再開に向けた流れ

状況予測	教職員の指導・指示	生徒の行動基準
(発災～2日目) □学校は当分の間、休校もやむなし □電話、水道、電気などのライフラインの利用は依然として不可能 □生徒、教職員及びその家族の安否の確認が容易でない □校舎内は避難者で一杯となり、グラウンドにもテントの設営が必要になる □避難所運営の当番制など自治活動を開始する □救援物資の配給は病人、幼児、老人を優先とする	早期の学校再開を図るためには施設・運営の両面で、できるだけ早く避難所と学校の区分をはっきりさせておく □ 校長は静岡県教育委員会、焼津市役所等関係機関に以下の要請をする (1) 医師・看護婦を含む相当数の職員派遣(避難所運営スタッフとして) (2) 救援物資の緊急支援(食料水、医薬品等) (3) ライフラインの優先的復旧 (4) 仮設トイレ、臨時電話の設置 □ 校長は、出勤可能な職員に以下の指示をする。 (1) 携帯電話、自転車等可能な方法でPTA地区役員と接触。生徒の安否・通学路の安全を確認し本部に報告。状況を調査 (2) 生徒別被災状況一覧表作成 (3) 校長室、事務室、職員室、保健室、進路室等の確保継続と備品、資料等の保全につとめる □ 副校長・教頭は校長の指示の下に次の点に留意する。 (1) 避難所自治組織の立ちあげと運営に積極的に協力する (2) 市役所職員、自主防役員等と適宜に連絡、協議する (3) 被災者の要望にできるだけ柔軟に対応しながら、学校再開への協力を要請する	□学校にいる場合は教職員の指示に従い、勝手な行動をとらない □地域にあつては、地区の自主防災会の指示に従う □学校外で被災した場合は、何らかの方法で学校(または本校職員)に本人・家族の安否、被災状況等を報告する □なるべく地域住民として必要な役割や復旧作業に協力する □学校再開に対応できるよう備えておくとともに連絡先を学校に伝える
(発災後3日目～7日目) □食料、水、毛布、医薬品等の提供がある。 □電話、水道、電気などのライフラインの利用は依然として不可能	□ 生徒及びその家族の安否確認、被災状況調査を継続する □ 家屋倒壊等により、避難先のない生徒は適当な場所が見つかるまで豊友館に宿泊させる	□この時点で登校可能な生徒は、登校し状況報告をするとともに教師の指示により学校再開に向けての諸作業に協力する

(注) B棟及び仮設校舎は、避難所としての使用不可

(注) 仮設トイレは、グラウンド西側テニスコート隣りに設置する(自主防災会では近隣の田んぼに設置予定)

状況予測	教職員の対処・指導の基準	生徒の行動基準
☐ マスコミの報道、県、市等からの情報により周辺の被災状況が明らかになる ☐ 全校生徒及びその家族の安否の確認をほぼ完了する ☐ 現状での学校再開は困難である ☐ 生徒・職員から体調不良や精神的変調を訴える者が出る (緊張・疲労・睡眠不足等) ☐ 伝染病への警戒が必要となる	☐ 学校再開準備のための第1回臨時職員会議の開催 (1) 状況報告・確認・連絡 ア 生徒及びその家族の安否 イ 職員及びその家族の安否 ウ 施設・設備・教材・教具等の被災状況 エ 道路・交通機関の復旧状況、通学路の安全確認 (2) 校内の片付け・整備・今後の対策・準備 (3) 当分の間、宿日直制の実施 (4) カウンセリングの実施(対生徒) (5) 臨時登校日の設定(マスコミ、市の同報無線、生徒連絡網、各地区への掲示等で連絡) (6) 定例職員打合せの実施 (7) 学校再開に向けて各方面への支援要請決議(建物の危険診断、各種衛生検査等) (8) 当面、学校再開作業と避難所運営への協力の並行 (9) 学校の段階的再開の見通し検討 (10) P T A役員会の開催要請 (11) 被災と再開までの記録	☐ 居住している地域が被災し、なお復旧作業中の場合は、保護者とも協議し、地域住民として、できるだけ協力する ☐ 学校再開に備えて、自分の衣類、教科書、ノート、文房具等の滅失、毀損の状況を調べ、何が不足しているかを確認しておく ☐ 学校再開への準備ができた者は、近隣の中央生や同級生と情報交換し、被災生徒に復学への援助・協力をする
(発災後7日目～1か月) ☐ ライフライン復旧予想日 電気：12日目 水道：1か月後 ガス：1か月後(1部) ☐ 校外からの支援ボランティアの受入れ ☐ 市災害本部からの職員常駐 ☐ 避難所の縮小と学校再開について自治組織との協議開始	☐ 専門家による建物危険度調査実施とその後の措置 (1) 1部危険の判定 → 避難所の再配置 (2) 全体が危険の判定 → ア 避難所の移転 イ 仮校舎の借用交渉 ウ 仮設校舎の早期建設要請 ☐ 学校再開のための第2回臨時職員会議の開催 (1) 生徒の被災状況、通学路の安全等の現状の総合分析 (2) 学校再開の決定(1か月後) (3) 生徒受入体制の準備、教材の不足調査と確保、特別時間割発表、状況により2部授業	☐ 臨時登校日や学校再開等については校内や各地区の掲示板・同報無線等を通じて連絡するので注意する ☐ やむを得ない事情により疎開や転校をする場合には柔軟に対応するので遠慮なく申し出る ☐ 学校再開前でも登校可能な生徒は自主的に登校し、再開に向けて避難所の運営や復旧作業に積極的に協力する

2 学校再開に向けた校内組織対応

(例: 生徒在校中に発災し、発災から1か月程度での再開を目標としたケース)

・発災直後の応急体制と教育活動の早期正常化(学校再開)を両立できるような流れを意識する。・※は継続して行う事項

		～3日程度	～1週間程度
災害 対策 本部		☐ 災害に関する情報収集 ☐ 通信手段の確保(防災無線等) ☐ 情報の発信(学校HP、一斉メール等) ・学校の被害情報、休校情報 等 ☐ 市町災害対策本部、教育委員会へ被害状況の報告 ☐ 生徒及び教職員の被害状況の集約 ☐ 関係機関との協力体制の確立 ☐ 危険箇所の集約、応急危険度判定依頼 ☐ 報道対応 ☐ 遺族対応 《住民等対応》 ☐ 避難所運営支援 ・市町職員、自主防災組織との連携	☐ 災害に関する情報収集※ ☐ 情報の発信(学校HP、一斉メール等)※ ・学校の被害情報、休校情報 等 ☐ 教育委員会と復旧方策と再開場所の調整 ☐ 学校再開日の検討 ☐ 応急教育、カリキュラムの検討・作成 ☐ 給食再開の検討 ☐ スクールバス運行の検討 ☐ 報道対応※ ☐ 遺族対応※ ☐ ボランティアの受け入れ、配置 《住民等対応》 ☐ 避難所運営支援※ ☐ 避難所縮小・解消に向けた協議
	児童生徒・保護者 対応	☐ 家庭訪問、避難所巡回 ・安否確認、居場所(避難先)の確認 ☐ 引渡し完了していない生徒の避難生活支援 ☐ 保護者等への引渡し ☐ 生徒の被災状況の把握	☐ 家庭訪問、避難所巡回※ ・健康観察・けがの有無 ・生徒の心身の状態把握 ・被災状況の把握(家族を含む)
	施設管理	☐ 非常持出品、重要書類等の管理 ☐ 鍵の管理 ☐ 必要な学用品、教材の調査 ☐ 物資(食料、学用品等)の受入、管理	☐ 非常持出品、重要書類等の管理※ ☐ 学用品等の確保 ☐ 物資(食料、学用品等)の受入、管理※
	安全点検 ・消火	☐ 被害状況、危険箇所の調査(含写真撮影) ☐ ライフラインの状況確認	☐ 被害状況、危険箇所の調査※ ☐ 学校周辺、通学路の安全点検
救護	応急復旧	☐ 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等 ・トイレの衛生管理、生ごみ等の片付け ☐ 校舎内外の復旧及び整備(清掃) ・ガラス等の飛散物撤去、転倒備品の復旧	☐ 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等※ ☐ 校舎内外の復旧及び整備(清掃)※ ☐ ライフラインの復旧状況の確認
		☐ 負傷者の応急手当(容態に応じて搬送) ☐ 急病人、体調不良者の対応 ☐ 学校医、関係医療機関との連携 ☐ 心のケア班との連携	☐ 教職員の健康状態の確認 ☐ 急病人、体調不良者の対応※ ☐ 学校医、関係医療機関との連携※ ☐ 心のケア班との連携※
心のケア		☐ 心のケアに向けての組織体制・役割分担 ☐ スクールカウンセラー派遣のための調査 ☐ 生徒及び教職員の健康チェック ☐ 生徒への対応	☐ 生徒及び職員の健康チェック※ ☐ 生徒への対応※ ☐ 心のケアに関する資料の作成、配布

		～2週間程度	～1か月程度（学校再開）
災害対策本部		☐ 災害に関する情報収集※ ☐ 情報の発信（学校HP、一斉メール等）※ ・学校再開関係 ☐ 学校再開場所、再開日の決定 ☐ 応急教育計画の作成（教材等の確保・手配） ☐ 報道対応※ ☐ 遺族対応※ 《住民等対応》 ☐ 避難所運営支援※ ☐ 避難所縮小・解消に向けた協議※	☐ 学校再開に関する保護者説明会 ☐ 教育活動再開の連絡 （学校HP、一斉メール、連絡網等） ☐ 災害対策本部閉鎖 ☐ 避難所縮小・解消閉鎖 ☐ 報道対応※ ☐ 遺族対応※ 《住民等対応》 ☐ 避難所運営支援※ ☐ 避難所縮小・解消に向けた協議※
		☐ 家庭訪問、避難所巡回※ ・生徒の配慮事項の確認 ・生徒の心身の状態把握※	☐ 家庭訪問、避難所巡回※ ・生徒の心身の状態把握※
施設管理	搬入・搬出	☐ 非常持出品、重要書類等の管理※ ☐ 学用品等の確保※ ☐ 物資（食料、学用品等）の受入、管理※	☐ 非常持出品、重要書類等の管理※ ☐ 学用品等の確保※ ☐ 物資（学用品等）の整備
	安全点検・消火	☐ 被害状況、危険箇所の調査※ ☐ 学校周辺・通学路の安全点検※ ☐ 通学路の決定	☐ 校舎内外の復旧及び整備（清掃） ☐ 校舎内外、避難所巡視
	応急復旧	☐ 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等※ ☐ 校舎内外の復旧及び整備（清掃）※ ☐ ライフラインの復旧状況の確認※	☐ スクールバスの手配・確保
救護		☐ 教職員の健康状態の確認※ ☐ 急病人、体調不良者の対応※ ☐ 学校医、関係医療機関との連携※ ☐ 心のケア班との連携※	☐ 教職員の健康状態の確認※ ☐ 水質管理 ☐ 急病人、体調不良者の対応※ ☐ 学校医、関係医療機関との連携※ ☐ 心のケア班との連携※
心のケア		☐ 生徒及び職員の健康チェック※ ☐ 生徒への対応※ ☐ 職員研修	☐ 生徒及び職員の健康チェック※ ☐ 保健師や心のケアチームの巡回に関する情報収集

《留意事項》

- ・上表に示した日数は、発災から1か月程度で学校を再開するための目安であり、できる限り期間を短縮して学校再開を目指すこと。
- ・生徒の家庭訪問は、安否不明等必要な場合に限り実施する。

3 心のケアについて

【ポイント】①個人差がある。時間経過や年齢等によっても異なるので、特徴を理解しておくこと。

②教職員の定期的な休息に配慮し、負担を抱え込まないよう役割を分担して実施する。

(1) 生徒のストレス反応

特徴	☐ 気分の落ち込みや身体症状が目立つ ☐ 友達との付き合いを避ける。ときには不登校になる ☐ 学校の成績が下がる ☐ ときには非行や暴力として表れることもある
----	--

(2) 日常生活でのケア

周囲の人が落ち着いた態度で温かく接することで、心の緊張が解けて安心感や元気が回復する。

- ☐ 日々のこまめな声かけと会話
- ☐ 状態変化の把握
- ☐ 遊びや作業を通じた心のケア

(3) 心のケアの注意点

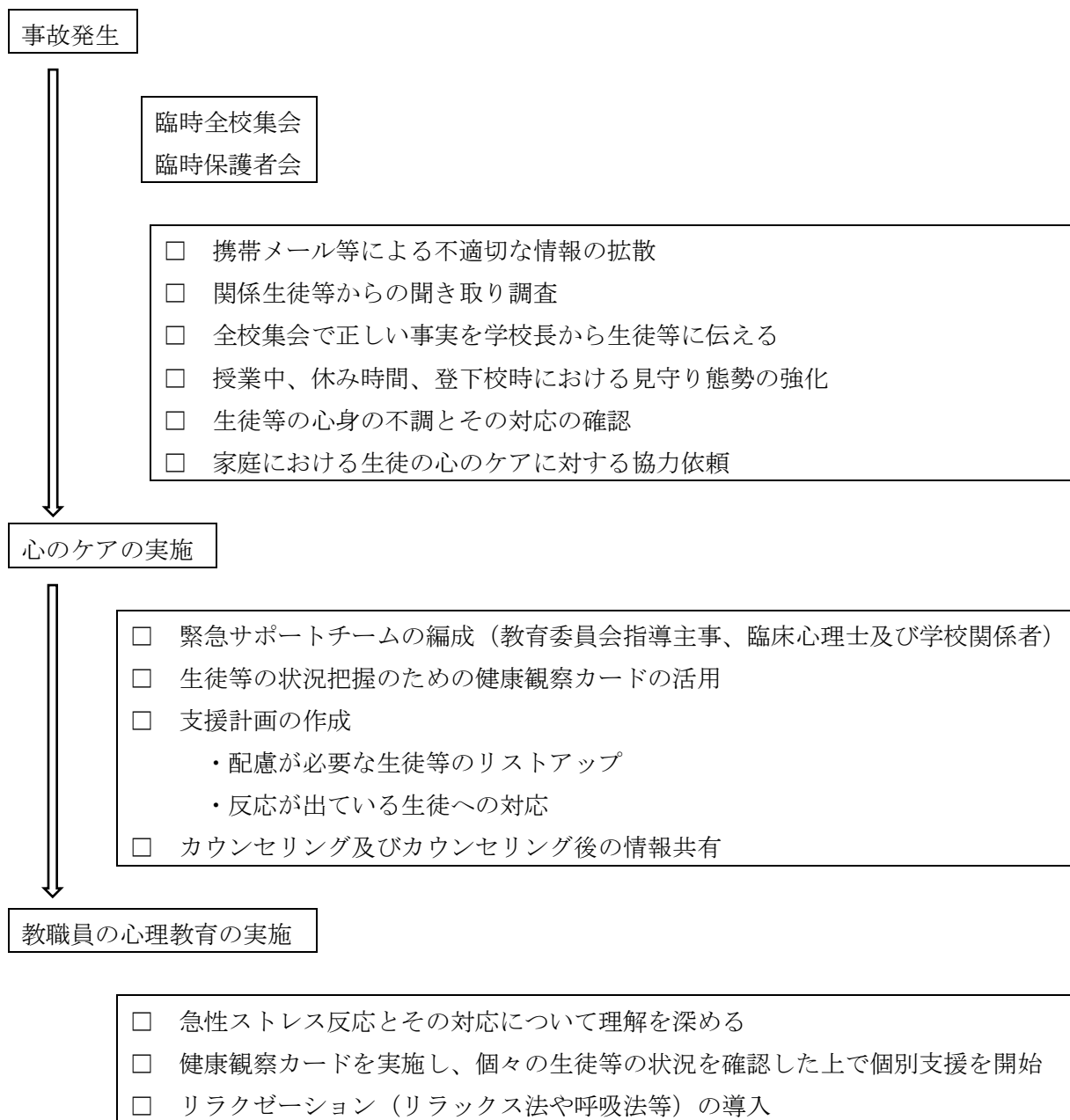
家庭と学校で違った反応が表れていることがあるため、スクールカウンセラー（SC）等の専門家や家庭と連携してケアを行う。ケアを行う場合は、支援者（＝教職員等）も被災者であることを意識し、休息をとりながら実施する。

年齢に応じた対応を心がける
☐ 年齢や個人によってストレス反応は異なり、表に表れにくいことがあるので、小さな変化に注意して声掛けをする ☐ スキンシップは年齢相応のものにする
長期的に経過を見ていく
☐ 遅れてストレス反応が出たり、1年後など節目となるタイミングでストレス反応がぶり返したりすることがある ☐ 数年単位で経過を見ていく視点も必要である
家庭、専門家、医療機関との連携
☐ 家庭では、家庭以外の場と違った反応が表れていることがあるので、学校と連絡を取り合う ☐ 気になる症状が1カ月以上続いたり悪化していく場合は、専門家や医療機関に相談する

支援者も被災者である。自分のストレス反応を把握して、長期戦に備えて積極的休養を心がける。

- ☐ 倒れないことを心がける
- ☐ メリハリをつける。休める時はきちんと休む
- ☐ 疲れは後からやってくる。きちんと寝て、食べる
- ☐ 独りで抱え込まないで、上司や同僚と話をする
- ☐ 1日1回はリラックスタイムをとる（お茶、お風呂、仮眠等）

(4) 危機発生時における心のケア



4 章

体制について

1 校内組織

(1) 防災組織と教職員の任務「南海トラフ地震臨時情報」発表後に校内警戒本部を設置。発災後は災害対策本部とする。

校内警戒本部 校内災害対策本部 (本部長：校長) 指揮班	☐ 状況に応じた各分担者の再配置 ☐ 命令系統の一本化の確立及び確認 ☐ 稼働可能な職員の24時間体制動員計画策定 ☐ 報道機関等との対応 ☐ 施設の被害状況により本部等の設置場所を決定 ☐ 生徒の状況により生徒ボランティアを組織化し避難所支援班への業務参加指示	責任者：副校長、教頭 係 員：事務長 総務課長 総務課職員
情報連絡班	☐ 生徒及び教職員の被害状況の把握 ☐ 市災害対策本部、県教育委員会等との連携 ☐ 他の行政機関等との連携 ☐ 情報の一元化管理及び情報伝達手段の確保 ☐ 地震対策用電話の設置 ☐ 交通機関等の状況の把握 日常 ☐ 地域防災組織との連絡 業務 ☐ 情報連絡の訓練計画・実施 ☐ 防災知識の啓発及び防災計画作成 ☐ 職員緊急連絡網・生徒連絡網作成	責任者：情報課長 総務課長 係 員：情報課職員 総務課職員
避難誘導班	☐ 避難場所への誘導 ☐ 生徒の把握 ☐ 校舎、施設等使用不能時の避難スペースの確保 ☐ 安全な下校路の調査各学年主任 ☐ 下校する生徒の確認 ☐ 残留生徒の安全確保 日常 ☐ 生徒確認名簿の作成 業務 ☐ 生徒帰宅計画の作成 ☐ 避難経路、場所の点検 ☐ 避難誘導計画の点検 ☐ 避難訓練の計画・実施	責任者：総務課長 図書課長 各学年主任 係 員：HR担任 授業担当者 PTA地区担当 図書課職員
巡 視 班	☐ 施設の被害状況の把握と安全確認 ☐ 危険箇所への立入禁止措置 ☐ 開放区域及び禁止区域の決定、明示 ☐ 鍵の管理方法の確立 ☐ 警備及び二次災害の発生防止 ☐ 飛散ガラス等の危険物除去 ☐ 電気、ガス、水道、電話の被害調査 ☐ 行方不明の生徒の捜索 日常 ☐ 火気使用場所の点検 業務 ☐ 各教室の巡視・点検 ☐ 不備・不良箇所の整備 ☐ 危険物の調査・対策の検討	責任者：生徒課長 係 員：生徒課職員 事務職員
消 火 班	☐ 出火防止装置 ☐ 初期消火活動 日常 ☐ 防災設備・用具の整備 業務 ☐ 初期消火訓練	責任者：研修課長 係 員：研修課職員 全職員
救 護 班	☐ 保健室薬品類の被害状況確認及び応急医療用具の確保 ☐ 医療器具及び薬品類の確保 ☐ けがをした生徒の救護 ☐ 応急処置後の救援要請 ☐ 生徒の心のケアの実施 日常 ☐ 応急救護対策の計画 業務 ☐ 応急用具の整備 ☐ 応急技術の習得、指導	責任者：保健課長 係 員：保健課職員
搬 出 班	☐ 非常持出品の搬出 ☐ 本部及び各分担の運営に要する備品等の確保 ☐ 残留生徒及び教職員の食料、飲料水、寝具、防寒具等の確保 ☐ 災害対策用機材（発電機、ろ過機等）の確保 日常 ☐ 持出書類の搬出計画 業務 ☐ 搬出品の保管計画 ☐ 必要物資の調達計画 ☐ 備蓄品の保管・管理	責任者：【搬出】教務課長 【物資・資材】進路課長 係 員：事務職員 【搬出】教務課職員 【物資・資材】進路課職員
避難所支援班		

次頁に記す

避難所支援班

自主防災を中心とした避難所運営組織円滑に機能するまでの間、校内災害対策本部の各班の対応する、以下の担当により、避難所運営の支援を行う。

総務担当（対策本部）

- ☐ 校内災害対策本部の指揮の下、避難所支援班を設置
- ☐ 教職員の支援分担決定及び作業内容の確認
- ☐ 避難所運営本部の設置場所決定
- ☐ 避難所運営本部会議の設定
- ☐ 避難所生活の基本ルールについての助言
- ☐ ボランティアへの対応
- ☐ 記録

被災者管理担当（対策本部）

- ☐ 避難者名簿の作成、管理
- ☐ 電話等による外部からの問い合わせへの対応
- ☐ 取材への対応
- ☐ 郵便物・宅配便の取り次ぎ

情報担当（情報連絡班）

- ☐ 掲示板等の情報提供場所設置
- ☐ 避難所外の情報の収集
- ☐ 避難所外向け情報の発信
- ☐ 避難所内向け情報の発信

食料・物資担当（搬出班）

- ☐ 食料・物資の調達
- ☐ 救援物資の受け入れ、仕分け、管理
- ☐ 救援物資の分配
- ☐ 共同炊き出し

施設管理担当（巡視班・消火班）

- ☐ 巡視当番の編成、避難所の見回り
- ☐ 避難所内秩序維持及び盗難防止
- ☐ 避難所の防火対策
- ☐ 危険箇所への対応

保健・衛生担当（救護班）

- ☐ ゴミ処理、掃除等の衛生管理
- ☐ トイレ、風呂、ペット等への対応
- ☐ 生活用水の管理
- ☐ 医療・介護活動、災害弱者への対応

2 学校事故等発生時の対応体制

(1) 教育委員会への報告

校長は、発生した事故・災害等が報告対象事案に該当すると判断された場合、速やかに各連絡先へ報告する。

	児童生徒等に関する事		教職員に関する事	施設設備に関する事	
	健康安全・危機事案に関する事	生徒指導事案等に関する事		技術的支援に関する事	施設管理上の事故、トラブル
具体的事案	・教育活動中の事故 ・交通事故 ・自然災害に伴う事故 ・不審者侵入・学校襲撃予告 ・病気・食中毒・感染症	・生徒の非行等 ・生徒指導上のトラブル	・教育活動中の事故 ・交通事故 ・その他事件性をもたないもの	・施設設備に関する事故のうち緊急に技術的な支援が必要なものの	・施設管理上の事故、トラブル（火災、盗難等）
所管課	健康体育課 危機管理・安全班 054-221-3677 健康食育班 054-221-3176	高校教育課 指導第1班 054-221-3114	高校教育課人事班 054-221-3118	教育施設課 施設整備班 054-221-3128 施設保全班 054-221-3126	高校教育課 学校支援班 054-221-3110

勤務時間外において連絡が必要なもの

- 生死にかかわるような事態にあるもの
- マスコミによる取材・報道が行われるもの
- その他緊急に対応が必要なもの

(2) 基本調査の実施

校長は、下記アに示す事故・災害等が発生した場合、事実関係の情報を収集・整理するため、以下のとおり速やかに「基本調査」を実施する。

ア 調査対象

基本調査の対象は、以下のとおりとする。

- a) 学校管理下（登下校中を含む）において発生した死亡事故
- b) 上記(1)の報告対象となる死亡事故以外の事故のうち、被災児童の保護者の意向も踏まえ教育委員会が必要と判断した事故

ただし、このうち b) については教育委員会の判断に時間を要する場合があることから、下記④に記載する記録用紙を用いた教職員からの情報収集は、当該判断を待たずに実施するものとする。

イ 調査体制

基本調査における校内の役割分担は、原則として、下表のとおりとする。

校長	* 基本調査の全体統括・指揮
副校長	* 基本調査の取りまとめ * 教職員に対する聴き取り
教頭	* 基本調査の取りまとめ補佐 * 教職員に対する聴き取り（記録担当） * 事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（記録担当）
学級担任又は養護教諭、部活動顧問など	* 事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（児童が最も話しやすい教職員等が担当）

ただし、上記の教職員が当該事故・災害等に関係する場合、校長は、他の教職員にその役割を代行させる、若しくは県教育委員会の支援を受けて校外関係者にその代行を依頼するものとする。

ウ 調査における心のケアへの配慮

事故・災害等に関係する教職員や、その場に居合わせた児童への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。

このため、聴き取り調査などを行うに当たっては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行う。また、実施の際には必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家に同席させる。

さらに、聴き取りに際しては、その目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行い、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

【聴き取り時の事前説明】

- *記憶していることを、できるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- *一人の記憶に頼るのではなく、複数の人の記憶を基に総合的に判断して、事実関係を取りまとめること（そのため、自らの発言だけで重大な事実関係が確定するわけではないこと）。
- *「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出たりしないこと。
- *（聴き取りを録音する場合）できるだけ正確に話の内容を記録するため録音するが、録音データは記録作成のみに利用し、そのまま外部に出たりしないこと

エ 教職員からの情報収集

調査担当（校長・副校長・教頭）は、以下のとおり、教職員から事実関係に関する情報収集を実施する。

- 記録用紙を用いた情報収集：事故・災害等の発生後速やかに、関係する全ての教職員に任意の様式を配布し、事故・災害等に関する事実情報の記載・提出を依頼する。なお、事故・災害等の発生直後にメモ等の記録を残していた教職員がいた場合は、記録用紙を提出する際に、当該メモ等の記録も併せて提出を受ける。
- 聴き取りの実施：原則として事故・災害等の発生から3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施する。聴き取りは、原則としてイに定めた役割分担に基づく担当者が実施するが、教職員が話しやすいかどうかを考慮し、状況に応じて、県教育委員会等からの校外支援者を担当に充てる。
なお、事故・災害時に部活動指導員など外部の方が関係していた場合には、これらの方も調査の対象として、教職員に対してと同様の対応をする。また、関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

オ 事故・災害等の現場に居合わせた児童からの情報収集

事故・災害等発生時の事実関係を整理する上で必要と判断される場合は、児童への聴き取り調査の実施を検討する。実施に当たっては、以下の点に配慮する。

- 保護者への対応：聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。
- 聴き取り担当者：学級担任、養護教諭以外に、当該児童が話しやすい教職員がいる場合は、その教職員が担当するなど、柔軟に対応する。
- 心のケア体制：保護者と連携して、心のケア体制を整え、心のケアの中で自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。
- 必要に応じ、教職員と同様に、記録用紙を配布して記載してもらう方法を取る。

カ 情報の整理・報告・保存

調査担当（校長・副校長・教頭）は、エ及びオで得られた情報及び記録担当の教職員による記録を基に、事実経過について「時系列整理記録用紙（任意様式）」を用いて時系列に取りまとめる。整理した情報は、県教育委員会に報告する。

基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際の資料となること等を踏まえ、5年間保存する。

キ 詳細調査への協力

県教育委員会が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校としてこれに協力する。

(3) 評価・検証と再発防止対策の推進

ア 危機対応の評価・検証

調査担当（校長・副校長・教頭）は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出する。評価・分析の視点は、以下を基本とする。

発生時の対応	☐ 児童の安全確保は適切に行われたか ☐ 校内の緊急連絡体制は機能したか ☐ 関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか ☐ 情報収集・管理は適切に行われたか 等
発生後・事後の対応	☐ 児童・保護者への対応は適切に行われたか ☐ 校内の対策本部体制は機能したか
役割分担、 情報共有・伝達等	☐ 関係者、関係機関との連携は適切だったか ☐ 関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等
事前対応	☐ 点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか ☐ 教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか ☐ 児童への安全教育に不足していた点はないか ☐ 危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

イ 再発防止策の策定・実施

調査担当（校長・副校長・教頭）は、上記①の評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討する。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。なお、再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で、取りまとめる。

＊教職員への説明・意見聴取（職員会議等） ＊被災児童保護者への説明・意見聴取 ＊その他保護者への説明・意見聴取（PTA総会又は理事会等） ＊関係機関等への説明・意見聴取（焼津中央高等学校学校運営協議会）
--

(参考) 事件事故発生時の初動体制フロー

